平成22年玉村町議会第3回定例会会議録第2号

平成22年9月8日(水曜日)

議事日程 第2号

平成22年9月8日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16人)

1番 笠原則孝 君 2番 石 内 國 雄 君 3番 原 幹 雄 君 4番 柳 沢 浩一 君 井 5番 齊藤 嘉和 君 6番 筑 あけみ 君 7番 久仁子 榮 一 君 備前島 君 8番 島 田 9番 町 田 宗宏 君 10番 媏 和 君 Ш 宏 安 男 橋 11番 \blacksquare 君 12番 茂 樹 君 村 髙 武志 13番 浅 見 君 14番 石川 眞 男 君 15番 三 友 美惠子 君 16番 宇津木 治 宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

井 孝 道 君 長 貫 副 町 長 横堀 憲 司 君 教 育 長 新 井 道憲 君 総務課長 重 \blacksquare 正 典 君 税務課長 井 淳 君 健康福祉課長 新 松 本 恭 明 君 君 子ども育成課長 筑 井 俊 光 君 住 民 課 長 井 野 成 美 生活環境安全 橋 雅 之 君 経済産業課長 井 弘仁 君 高 高 長 都市建設課長 横 堀 徳 幸 弘 寿 君 上下水道課長 原 君 会計管理者 訓 君 学校教育課長 俊 秀 君 小 林 大 島 兼会計課長 生涯学習課長 川端 秀信君

事務局職員出席者

議会事務局長 佐藤千尋 庶務係長兼 石関清貴

主 査 関 根 聡 子

〇開 議

午前9時開議

議長(宇津木治宣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

〇日程第1 一般質問

議長(宇津木治宣君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、4番柳沢浩一議員の発言を許します。

〔4番 柳沢浩一君登壇〕

4番(柳沢浩一君) 皆さん、おはようございます。議席番号4番柳沢浩一でございます。議長の 許可をいただきまして、ただいまから通告に従って一般質問をさせていただきたいと思います。

きょうは、久しぶりに、約1カ月ぶりくらいでしょうか、雨が降って、陽気も天気予報では30度までは行かず二十七、八度くらいかなという久しぶりに過ごしやすい、そんな温度になるかなというふうな気がしております。

そんな中ではありますけれども、きょうはそろそろ新井教育長を迎えて10カ月、この12月で1年が経過をしようというところですけれども、そういうことを踏まえていろいろと玉村町の学校教育の現状とか問題、あるいは課題等について教育長にお尋ねをしてみたいなというふうに思っておるところであります。

さて、教育長がその長い教員生活のほとんどを外から、時には一教師として、あるいは管理職として、町民の一人として見守ってこられたと思いますが、今般玉村町の現場を統括する立場になられて、 玉村町学校教育のよいところ、あるいは問題点を含めていろいろお気づきのこともあろうかと思いますので、お尋ねをしたいというふうに思います。

かつての日本は、世界の中でも、学力調査あるいは到達度調査等において常にトップクラス、あるいはトップと、そういう非常に学力の高いと思われた国の一つであったわけでありますけれども、昨今は、先進国の中では、少なくとも15、16位、その辺のレベルにあるのだというふうに言われておるところであります。また、さまざまな機会を通して現在は学力の低下が強調され憂慮されておりますが、私はこのことをもって簡単によいとか悪いとか論じることはできないし、論じるつもりもないわけでありますが、なぜかというならば、同時にこの時期は、受験地獄や詰め込み教育だ、あるいは偏差値による輪切り教育などという批判も多くあったからであります。

しかしながら、脱ゆとりがかつての詰め込む教育への回帰となるおそれもあるのではないでしょう

か。しかしながら、常に教育の現場においては、時々の世論という背景と、それにおもねる政治などに翻弄されてきた。今回の新指導要領の改訂、今まで言われてきた学力低下を招いたとされるゆとり教育から一転、理科や数学では大幅な教科書のページ増になり、それに伴う変化への来年度からの対応が危惧されるが、予測される懸念と玉村町の準備の状況等についてお聞きをしたいと思います。

次に、生徒の広島への派遣研修について、改めてその目的や成果を示してほしいと思います。いずれにしても、今回は町民の皆様の目線で、町民の皆様が今学校のこと、教育のことについて何を最も知りたいと思うのかという客観的な視点で、現状と将来に向けて広範な質問と議論ができればと思います。議論ができればというのはちょっと言い過ぎかなと私も実は思っているのでして、私と教育長では、ここに至る土壌は余りにも違い過ぎるので、教育長は教師として、あるいは学校の指導者として四十数年の培った力があるわけであります。そういうことで、議論はなかなか私の力ではできないと思うし、かみ合わないのではないかなというふうに思っております。ですから、私は率直に、素直に、素朴にわからないことを教育長にお尋ねをしたいと、こういうふうに思っているところであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長(新井道憲君) 4番柳沢議員さんの玉村町の学校教育の現状と課題についてお答え申し上げます。

ただいま玉村町の学校教育全般にわたってご質問をいただきましたが、初めに玉村町の学校教育の現状、そして次に今後の課題、そして広島体験研修についてということで順を追ってお答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、玉村町の学校教育の現状についてお答え申し上げます。玉村町では、平成18年度に全校一斉に学校の2学期制を導入して、今年度で5年目を迎えたところであります。今、制度が定着しつつあるということを実感しているところでございます。教育行政方針に掲げました新しい時代を担う人づくり、これを具体化するものとして、今年度より玉村町が目指す子供像を、「確かな力を身につけ、心豊かにたくましく生き抜く子供」というふうに設定させていただきました。これは町民の方々が学校に期待することとして例を挙げますと、児童生徒のたくましく生きる力や学力アップに向けた取り組みの強化ということがあったり、学力テストの点数など目先の目標にとらわれずこれからも充実した教育を行うために、子供たちに何をどうすべきかを考えるべきという意見があったり、あるいは住みよいまちづくりは社会のマナーを子供たちに身につけることからという意見をいただいたりしたことを踏まえ、生きる力という概念をわかりやすくまとめた形として考えたものでございます。

玉村町の各学校、園では、この目指す子供像を具体化した学校教育目標を設定し、達成の具体的方策をもとに、日々の教育活動に全職員一丸となって取り組んでいただいているところでございます。

玉村町の学校教育に携わって短い期間ではございますが、感じたこと、あるいはよさという点を挙

げてみますと、まず学校と教育委員会、行政ですね、の一体感というものが挙げられるのではないかと考えているところでございます。町の子供たちのために、学校と行政がそれぞれの役割を果たしながらスクラムを組んで邁進する。このような姿が、玉村町ではうまく具現化できているのではないかと考えているところでございます。

その一例といたしまして、町では本年度の工事で学校施設の耐震化率100%になります。また、小学校区ごとに児童館が整備されていたり、町独自でスクールカウンセラーやマイタウンティーチャー、あるいは介助員や補助員が配置されていたりするなど、子供の学びや育ちに寄り添うための手だてが、学校の実情に応じて速やかに講じることができています。

このようなきめ細かな環境整備、また町としての配慮というものは、子供を大切にする玉村町の基本的な姿勢のあらわれであろうというふうに考えているところでございます。

また、小学校 5 校、中学校 2 校という規模を生かした学校間連携が図られ、それがうまく機能しているというよさもございます。町の陸上記録会や水泳記録会、また子供たちの生活や学習状況についての情報交換、あるいは 9 校園挙げての食育の推進、挙げていくときりがありませんが、各学校園が力を合わせて、時には切磋琢磨しながら、玉村町の子供たちを健やかに育てているという現状が考えられると思います。

そして、もう一つは、各学校には学校を力強く支えてくださる地域があり、地域の方々には「オラが学校」という学校を大切にしていただいております。卒業式や運動会などの学校行事に、たくさんの保護者や地域の方々に参加していただいているのもそのあらわれであると思います。このような学校と地域とのつながり、人と人とのつながりに見守られているからこそ、子供たちは伸び伸びと成長していけるのではないかというふうに考えているところでございます。

そして、今玉村町の各学校園では、一校一改革として特色ある学校づくりを積極的に進めているところであります。各学校は、米づくりや読み聞かせ、安心安全パトロールなど地域の教育力の活用、さらには学生ボランティアや自主学習ノートなどを活用した子供が主体的に学ぶ学校づくりなど、創意工夫を生かした教育実践を展開しているところでございます。その成果もあって、本年度は、2年間人権教育に取り組んだ中央小学校、それと友好都市山ノ内町での社会体験活動に取り組んだ南中学校が、群馬県教育委員会から「特色のある教育活動奨励事業~ぼくたち私たちの学校自慢~」ということで表彰を受けることになりました。このような特色ある取り組みは、地域に開かれた学校づくり、そして信頼される学校づくりへとつながるとともに、子供たちの自信や学校を愛する心にも結びつくものと考えているところであります。

子供たちの姿を今度は考えてみますと、例えば体育祭や合唱祭などもう本当に子供たちが純真無垢なエネルギーに満ちあふれ、感動と興奮が押し寄せてまいります。日々の授業では真剣なまなざしで課題に向かい、わかるうれしさ、できる楽しさを少しずつ経験しながら、粘り強く学習を積み上げています。町民の方からは、玉村町の子供はよくあいさつをするというお褒めの言葉も何度かいただき

ました。安心して学校に集い、仲間と協力しながら伸び伸びと自分の力を発揮している様子がうかが えるものであります。

一方、課題でございますが、これは先ほど申し上げました目指す子供像であります「確かな力を身につけ心豊かにたくましく生き抜く子供の育成」、すなわち生きる力の育成に尽きると考えているところでございます。

そのためには、第1に確かな学力、すなわち基礎的、基本的な知識や技能の習得とそれを活用して 課題を解決する思考力や判断力並びに表現力など、そして学ぼうとする意欲を育てることが重要であ ると言えます。言いかえるならば、学ぼうとする力、学びとる力、学びとった力、そして学びとった ものを次の学習や生活に生かす力、これをはぐくむことであると言えるのではないかと思います。

第2には、豊かな人間性を育てることであります。規範意識を高め、自分を見詰め、違いに気づき、 そしてその違いを認め合い、ともに生きようとする心や態度をはぐくむことであります。

第3には、たくましく生き抜く心や体をはぐくむことです。

このように、目指す子供の姿を実現させることこそ、玉村町の学校教育をさらに充実させるために、 学校、教育委員会が一体となって取り組むべき最も重要な課題であると考えているところでございま す。

次に、幼・小・中、この連携が挙げられます。具体的には、いわゆる小 1 プロブレム、それから中 1 ギャップといった問題を解消すること、そして子供たちの学びの連続性を確保することであります。 教育委員会といたしましては、現在教育研究所という組織を利用して、幼稚園、小学校、中学校の先 生方、また保育所の先生方にも集まっていただき、課題解決のための研究実践と検証を進め、「手を とり輪になれ玉村の先生、みんなで育てよう玉村っ子」という教師用指導資料を作成し、全幼・小・中を挙げて取り組んでいただいているところでございます。

そして、もう一つ、各学校が直面している課題が、先ほど議員さんのご指摘にございました新学習 指導要領への対応でございます。これまでの学習指導要領では、子供たちの生きる力をはぐくむこと を目指してきました。その生きる力という理念は、新しい学習指導要領になっても変わりません。そ して、先ほど申し上げました、その要素であります確かな学力、豊かな人間性、そして健康や体力、 この調和のとれた発達が今後も重視されているところでございます。

今までよく耳にしますゆとりか詰め込みかというそういうことではなくて、基礎的、基本的な知識、 技能の習得に加えて、思考力、判断力、表現力の育成の両方が大切にされなければなりません。また、 学習意欲の向上や学習習慣の確立にも一層の重点が置かれているところでございます。

さらに、これらのことを子供一人一人がゆとりを持って学ぶ、これが本来のゆとりという言葉の意味でございます。そういうことで、週当たりの授業時間を、今度の指導要領では小学校低学年で2こま、小学校中学年それから高学年、さらに中学校では1こまふやすなど1つの教育課程の枠組みも改善されているところでございます。今学校では、このような改訂に対応するために、移行措置要領と

いうことで、新しい学習内容を段階的に取り入れた授業を計画的に進めているところであります。

今議員さんご指摘いただきました理科や数学につきましても、学習内容の拡充あるいは体験的な学習を重視した学習活動の工夫、こういうものを進めながら、子供たちがじっくりと考えて試行錯誤を繰り返しながらゆとりを持って学ぶこと、そして自分で学びとることができるようにするための時間の確保に努めているところでございます。

今、そんなような形で新学習指導要領については準備を着々と進めながら、小学校が来年度から、 そして中学校が24年度からの完全実施に向けて万全を期している状況でございます。

最後になりますが、小中学生の広島体験研修の目的と成果についてお答えいたします。この研修の目的は、平和について体験を通して学ぶことによって、人間の生き方や社会のあり方に対する認識を深めること、そして新しい時代を担う心豊かな青少年の育成につなげることでございます。このような目的を達成するために、この8月5日から7日の3日間にわたって、小学生10名、中学生4名を広島に派遣し、平和をテーマに体験を通した研修に努めてきたところでございます。

研修を終えて子供たちから提出された研修報告書を見てみますと、子供たちの平和への願いがいきいきとした言葉で語られております。去る9月4日には、「夏の体験、私の感動」と題して研修報告会を開催し、議員の皆様にもご案内申し上げたところでございます。子供たちにとって、実際にその目で見て、耳で聞いて、その場の空気を肌で感じる。こういう体験は極めて大きな価値があるものと確信しているところでございます。本物を知る、実物に触れる、そういうことは実感につながりますし、感動を呼び起こすものだと思っております。これまで教室で身につけてきた知識、また新聞やテレビで知り得てきた知識が、その子の人格の中で総合化され、体系づけられます。このことが現実世界への興味、関心を高め、これからの変化の激しい世の中を心豊かにたくましく生き抜く子供の育成につながるものと考えているところでございます。

今後は、子供たちの学びをどう伝えていくか、どう広げていくかということが課題であるというふうに考えているところであります。

以上、ちょっと時間長くなりましたが、玉村町の学校教育の現状と課題につきまして、そして広島 体験研修についてお答えさせていただきました。

いずれにしましても、教育は人が人を育てる地道な営みの連続でございます。私たちがやはり不易と流行を見定めながら、そして子供たちに明るく、厳しく、そして寄り添って、これをモットーにしながら日々の教育活動を積み重ねていくことこそが大切にされねばならないものと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いします。

議長(宇津木治宣君) 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番(柳沢浩一君) それでは、以降自席から第2の質問をさせていただきたいというふうに思い

ます。

学校と教育委員会の間には一体感があると。これは大変結構なことですし、また地域の親たちも学校に対する理解が深く、その交流も極めて意思の疎通が図られているというふうなお話もありました。 各学校区には児童館があり、また耐震化率も100%ということで、大変その点では私も教育長の安心な気持ちに同感かなというふうに思っておるところであります。

1つ言えることは、これは直接関係ないのですが、玉村町は人口4万弱ですから、人口5万人ぐらいの規模の自治体行政が最も効率がよい。そういう考え方をしている学者の方もおられるわけですから、そういう意味で玉村町の規模というのは、全体に目が届く、町長も細かいところまで目が届く、そういう規模なのではないかなというそういうことが、今回こうした学校の耐震化率の実現やそういうところにつながったのだろうというふうに思います。

特に児童館については、井田町長の時代から始まったと思うのですが、その後貫井町長になられて さらに発展をさせて、いろいろ試行錯誤の中から時間の延長やらそういうことに気を使ってきた結果 だろうというふうに思います。

ちょっと無駄話してしまったのですが、1つここでお聞きをしたいと思います。一校一改革による特色づくり、特色ある学校づくりということで、先ほど中央小と南中学校、表彰をされたというお話ありましたけれども、どっちか1つ。南中学校は山ノ内町との交流に関してそういう表彰を受けた。その内容について説明いただければと思います。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 今お話し申し上げました、例えば中央小学校の場合は、これは県の応募で行くわけです、特色ある教育活動を展開しているということで。例えば、中央小学校の場合には2年間、議員さんご存じのように、人権教育ということで研究を進めてまいりました。その成果を応募したということでございます。それから、南中学校につきましては、山ノ内町との体験交流学習で、農業体験やいろいろな体験をしているそれらをまとめて県に報告して表彰の対象になったということでございます。そこから体験を通して学びとったものが、今の子供たちに非常に重要な役割をしているという評価をいただいたのだというふうに考えているところでございます。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番(柳沢浩一君) その件については承知をし、私は正直言って知らなかったので、済みません、 ありがとうございます。

次に、先ほどもお話の中で、本当のゆとりというのは、ゆとりを持った勉強をすることなのだというふうに教育長言っておられましたが、しかしでは今までのゆとり教育と言われるものは何だったろうかなというふうに考えてみると、今この10年ばかりのゆとり教育の中で学力が低下をしていると

いうのは通説であり、定説にもなっているというふうに私は実は思っているわけでして、ゆとり教育は緩み教育になってしまったのではないかというふうな意見もあるわけですけれども、教育長、その 学力低下したとお思いでしょうか、どうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 非常に難しい質問なのですが。

4番(柳沢浩一君) 一般論で結構です。

教育長(新井道憲君) 学力というのをどうとらえるかという問題があろうかなと思います。単なる知識のみの習得で学力と考えるのか、そしてもう一つは子供一人一人がその学力を、先ほどお話し申し上げました基礎的、基本的な知識や技能を身につける。それと同時に、思考力だとか、判断力だとか、あるいは表現力というそういう力、あるいは学習意欲を身につけていく。そういうものも含めた学力というのが今言われているところでございます。

ですから、単に今言われている学力というのが、テストをしてその結果がどうであったというものが今一般に報道されているというふうに考えているところでありますが、やっぱり身についた知識をどう生かすかという部分も視点に置いていかなければいけないし、ですから一概に表面的な学力低下というふうには、私ども実際に携わっている者としては考えておりません。それぞれが身につけなければならない。ただ、今時代が変わっておりますので、知識を身につけて、その知識がいつかは役に立つだろうというのが昔の学力であります。しかしながら、その知識はこういう情報社会や非常に早い動きの中で、身につけた知識がもう古いものになって、新しい知識を活用しなければならない、あるいは新しいものをつくり出していかなければならない。そういう力を身につけないとどうにもならない時代になってきたということでございますので、決して学力が落ちたということは考えておりません。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

[4番 柳沢浩一君発言]

4番(柳沢浩一君) 私はそのお答えにはちょっと不満です。教育長の言う学力は総括的、包括的な人間性も含めたいろんな意味でのそうした意味での学力ということを言っておられますけれども、そういうことについてではどうかということになると、これは答えは出ませんから。私が言っているのは、ただ単純に数学なら数学、算数なら算数、国語なら国語の読解力、そういうものがどうでしょうかということを言っているわけですが。単純にお答えをいただければ。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) そういう点から考えますと、個人差はございますけれども、そんなに学力が落ちているというふうには考えておりません。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番(柳沢浩一君) 教育長が落ちてないと言う。長年懸命に頑張られた方ですから、そう言われるのはまた当然のことだというふうに私も理解はするし、またそうあるべきだろうというふうにも思うところであります。

次の話も似たような話なので申しわけないのだけれども、実は8月、読売新聞でこういう記事を見たのです。神戸かどこかの新しく中学生になった新中学1年生の社会科の授業で、社会科ってよく本を読ませますね。本を読ませたら、「改善をはかる」と。この「改善をはかる」の「はかる」というのは図書の「図」、図画の「図」ですよね。これを「改善をずる」と読むと。それで、次の人にも読ませたら、また「改善をずる」と読む。次もそうに読んだと。それで、教わらないのかと言ったら、みんなは首をかしげていたと。この辺がゆとり教育のあらわれの一つではないかなというふうに私は思ってはいるのですが。

それから、もう一つは、2分の1足す3分の1は5分の1という答えが非常に多かったと。つまり、教育長も言われていますけれども、そういう問題の、国語にしても何にしても、基礎、基本をしっかりと教えるということは非常に時間のかかることだと思うのです。我々が九九を覚えるのにも、私なんか特に頭のほうは余りよろしくないので、随分時間がかかった気がするのですが、繰り返し反復して何度もやるということが大事だと思うので。そういう意味では、先ほど教育長言われていましたけれども、ゆとりを持って学ぶということもそういうことも必要ではないのかなと思うのですけれども、玉村町にはこういうことはないと思うのですが。ないと言ってください。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 基本的に今柳沢議員さんがご指摘いただいたような例は、聞いておりません。ないと信じているところでございます。

ただ、やはりゆとり教育の一番の弊害は、子供に考えさせる、考えさせると言いながら、やっぱり子供たちの教育と生涯学習という部分では大きな違いがあると私は思っております。ですから、子供の教育に関しては、ただ子供たちの主体的な学びができればいいということではなくて、先ほど議員さんおっしゃられました基礎的なこと、基本的なことについては教えることが必要。生涯学習でいうと、もうこれは学ぶということが大前提でありますが、子供の教育については教えるものは教える、そして考えさせるものは考えさせるということが大事だというふうに思っております。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番(柳沢浩一君) 次の話に移りたいと思うのですけれども、今総合学習の時間は週3時間ですかね。

教育長(新井道憲君) はい。

4番(柳沢浩一君) 週3時間あります。このことについてちょっと。私も玉村町が総合学習の時間にどんなことをやっているかというのを実は全く知らないので、恐らくもち米づくりなんかやっているのが総合学習なのではないかなというそういう予想はしているのですけれども、その他の授業については知らないので、総合学習、玉村町ではどんなことをやっているか。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 総合学習につきましては、まず1つ特徴があるのは、ほかの教科と違いまして教科書がないということでございます。ですから、各学校がその学校の子供の実態あるいは発達段階に応じた学習、そして子供たちにこのことをぜひ身につけさせたいというようなことで取り組んでいただいているところであります。中心的には、体験的な学習だとか、それから今よく言われております環境教育だとかそういうものを取り組んだり、中学校なんかですと、1年生から3年生まで段階的に自分の生き方指導というか、自分探しの旅を見つけようということで、一言で言えば進路指導ということに充てている。

具体的な例を申し上げますと、例えば私たちの郷土ということで自分たちの郷土を自分たちで調べていくというような学習だとか、玉村町の食を考えようと。食育にもつながりますが。それから、中央小なんかの場合は人権教育をそのまま総合教育の中に取り組んでいるところもございますし、中学校なんかですと、一例を申し上げますと、玉村中学校では「けやきの時間」というそれぞれ総合学習の時間を学校独自の名称をつけて取り組んでいるわけですが、玉村中では「けやきの時間」ということでマイウエー学習で農業体験から働くことを考えようと。これは1つの職業体験です。それから、2年生でいう職場体験、そして3年生では日本の文化だとか、自分の夢を育てようということで、自分の将来の夢をどうやって追求していくかと、要するに自分の進路を考えようというような総合的な観点から取り組んでいるということでございます。よくやっていらっしゃいます。米づくりもその一環であるというふうに考えております。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番(柳沢浩一君) そういうことで、玉村町でもいろんなことをされているということだと思います。このことについては、今度は週2時間になるのですかね。そういうことで、否定的なことを言って申しわけないのですけれども、私が何かで見たある調査によると、小学校の先生の38%、中学校の先生の57%は、総合学習の時間は要らないというふうに、そういうアンケートの結果もあるそうです。しかし、私はそうは思っていなくて、総合学習の時間、教科書がないのだから、本当に自由に使える、裁量のある、聞くいい時間だと思うのです。ですから、日本人の苦手な例えば討論をする時間であるとか、あるいは新聞のニュース、時の話題を取り上げて先生が解説をしてくれたり、いろ

んな使い方ができると思うので、これからも総合学習、週2時間というのは時間が足りないと言われている中での非常に貴重な時間なので、ぜひ有効に使っていただきたいなというふうに思うのですが、 一言だけ。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 今議員さんおっしゃられたとおりでございます。指導要領で決められた内容の教科の指導だけでは、やっぱり自分の身近な問題とか、自分の周りのことに要するに気づいて、考えて、そして何か行動を起こすというこれが一番大事な要素ではないかなと思いますし、そういう面で身近なところから課題を見つけて、その課題解決のために学習する。そういう時間として非常に大切にされなければならないというふうに考えております。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番(柳沢浩一君) もう一つ。我々は単純にしかわからないから、今度の新しい指導要領では、特に理科と算数なんかは70%近く厚くなるというふうに言われていますね。これ単純に考えると、100ページあったものが170ページになるわけでして、これは私もちょっと調べてみたのだけれども、教える内容のことだけを書いてあるのではなくて、その他の附帯する、付随するいろんなことが書いてあるのだというふうなことがありましたけれども、いずれにしてもこの内容は全部を教え切ることは、先ほど答弁の中では週2こまぐらいの時間はふえると。1こま50分ですか、玉村は。45分ですか。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 現在、指導要領によりまして、小学校は45分、中学校は50分ということで組まれています。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番(柳沢浩一君) そういうことで、週2こまふえるようですけれども、それだけではどう考えてもこれは教え切れないので、たまたま玉村町は2学期制ですから、いいのか悪いのか私もよく検証はしてみないのですが、2学期制ですから、3回いろいろな式をやるところを2回で済むわけですから、その分は浮くと。そういう意味では、その点についてはプラスなのかなというふうに思うのですけれども、これは川端議員が後ほどやるので、そのときゆっくりご答弁をいただければと思いますが。

いずれにしても、やり切れない分については、例えば土曜日出るとか、放課後やるとか、何か可能性としてお考えですか。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 今指導要領が変わりまして、学習内容も時間的には、小学校で言うと、例えば1年生の国語が週8時間あったものが9時間になるとか、中学で一番目立つのは、数学が3時間が4時間になったり、理科が3時間が4時間になったり、英語が3時間が4時間になったりということで、その時間に応じた学習指導要領はもう最低限これだけ教えなくてはいけないというような内容で、それに基づいて教科書ができておりますので、内容的にはその時間で間に合うと。ただ、1年間、これ計算上は35週で計算しておりますが、実質的には、夏休み、冬休みの長期を除きますと、44週から5週ぐらいは授業ができるということでありますし、先ほどお話しいただきました2学期制のよさも授業時数の確保で、今までの3学期制から見ると、20時間から余分に時間数がとれるということでありますし、それと同時にあとは個に応じて指導した内容がまだ身についていないというような場合の補充指導につきましては、放課後等を活用して、先生方、あるいは一例を申し上げますと、県立女子大の学生さんが補充指導のためにボランティアで週1回来ていただいております、それぞれの中学校へ。そういうことも踏まえながら個に応じた指導にも努めているところでありますので、土曜日にやるということは今考えておりません。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番(柳沢浩一君) それでは、時間もできれば早く終わりたいので次に行って。

それでは、終わりの広島の派遣研修という点についてちょっとお尋ねしたいかなというふうに思います。去る4日に報告会ありました。私も最後までいさせていただいて、生徒の報告をじっくりと聞かせていただきました。各生徒が、広島研修に行った子も、と同時にエレンズバーグの海外研修組も一緒にやったわけですから、エレンズバーグのほうは20人が全員が発表した。この中にはないのだけれども、あの発表の姿勢と姿を見て、玉村町の教育は間違っていないなと私は改めて思いました。

ただ、私はある種の違和感を感じたことがあるのです。というのは、広島へ行った子は、平和記念式典に出て、そしてあのとき、事務総長も来たし、アメリカの大使も来たし、どんな雰囲気か。私は広島へは2度行ったことがありますけれども。そして、被爆体験者のおばあさんから被爆体験の話を聞いてきた。大変近くの川が、何という川かわからないけれども、そこにはしかばねが累々と浮いていたと。多くの人が皮膚がただれ、皮膚が垂れ下がって、私の弟も死んだんだというそういう話を聞いてきたと。これをしかも14人の子供たちが涙ながらに聞いてきたのだというそういう紹介も先生の話の中にあったというふうに思っているのですが。実は、その原爆を落としたのはアメリカで、アメリカが落としたわけです。それで、一方のエレンズバーグ、これを聞いたら、アメリカ人は何と心が広いのだろう、やさしいのだろう、親切なのだろう。生活を享受していて、私はもっともっと英語を勉強したいと。これも別個に考えれば実にいい体験だったですよね。私もエレンズバーグへ行きたいぐらいに思いました。ただ、その原爆を落としたのもアメリカだし、そうやって日本の子供たちに、

玉村の子供たちに親切に本当に接して最上のもてなしをしてくれたのもアメリカなのです。このギャップは、やっぱり生徒に若干の違和感とわだかまりというか、そういうものを生んだのではないかなと私は思っているのですけれども、どうですか。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 今議員さんご指摘の件なのでありますが、同一線上で考えるとそういう違和感が生まれるかもしれません。しかしながら、今回の広島という1つは歴史的な事実ということでお考えいただき、そして今の世の中がその時代から見てどういうふうに変わってきているか。そういう中でどういう生き方をしていけばいいかというふうな視点からとらえていくと、両方とも非常に有効な研修であったというふうに考えているところでございます。

ですから、この間の発表会ではございませんが、広島の体験研修と、そしてエレンズバーグの研修、いろいろ通しながら真ん中でやらせていただきました少年の主張で自分の考えはこうだということが 言えるようになるような人づくりが大事かなと。

ですから、最終的には、どちらの研修を通しても、いかに平和の大切さを通しながら、人と人との 心のきずなあるいは深い交わりというものを大事にしていかなければこれからの世の中やっていけな いというふうなものに気づいていってほしいなというふうな願いでやらせていただいております。

よろしくお願いします。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

[4番 柳沢浩一君発言]

4番(柳沢浩一君) 私は、広島、エレンズバーグ、両方これからも大いにやっていただきたいというふうに思うのです。それに、発表会を一緒にやったことも私は悪いと言っているのではない。私はやったほうがいいと思っている。つまり、そういうギャップを子供が乗り越えるそういう機会を奪ってはならないと。これは今社会でも、学校でも、教育でも、家庭でも、子供たちがせっかく試練を受けそうな場面になると、それを取り除いてやってしまうと。そういうことがあると思うのです。ですから、私はこれを一緒に発表することは少しも問題だとは思っていないのですけれども、そういうギャップというか、わだかまりを子供たちが何らかの克服していくのが教育の一つだと思うので、私は一緒に発表するのは別に問題ないと思うのですけれども、確認のためにお聞きをした次第ですが、もう一言。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) とにかく今2つのことをことし初めてやらせていただきまして、発表会も ああいう形でやらせていただいたのも初めてでございます。やっぱり子供でなければ感じられない感 性の鋭さというものを子供のうちに体験させておくことということは、非常に将来にわたって意義あ るものだというふうに考えておりますし、できる機会があれば、町としてもそういうものをさらに続けていければなというふうに考えているところでございます。

議長(宇津木治宣君) 柳沢議員。

[4番 柳沢浩一君発言]

4番(柳沢浩一君) よくわかりました。まだ10分ほどありますけれども、以上をもちまして私の一般質問は閉じさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

-

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。10時5分に再開いたします。

午前9時49分休憩

午前10時5分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 次に、15番三友美惠子議員の発言を許します。

〔15番 三友美惠子君登壇〕

15番(三友美惠子君) 議席番号15番三友美惠子でございます。傍聴の皆さん、雨の中、ありがとうございます。本日は質問が多いので、早速通告に従い、項目順に質問いたします。

まずは第1項目め、第5次総合計画についてです。先日、第5次総合計画の基本構想並びに基本計画素案が公表されました。それについてお伺いいたします。

第4次総合計画もまだ道半ばのように思われますが、第4次総合計画の総括はどのように行われ、 それらが第5次総合計画にどのように反映されているのかお伺いいたします。

第5次総合計画素案では、各施策の目指す姿が描かれておりますが、お互いの整合性がとれていないように感じられます。また、全体として玉村町らしさをどのように考え、どのような施策を考えているのか、今後町はどのように変わるべきと考えているのか、また変えていこうとしているのか、町の発展とは何か、お伺いいたします。

また、平成19年4月から施行されました自治基本条例と第5次総合計画はどのように整合性をとっているのか、お伺いいたします。

2項目め、障害者福祉政策についてお伺いいたします。発達障害者支援法は、平成17年4月から施行されました。この支援法のねらいは、発達障害の定義と法的な位置づけの確立、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、子育てに関する国民の不安の軽減などです。玉村町は現在どのような政策、町民に理解していただく施策、早期発見のための施策、その後の教育と連携、不安の軽減策などを展開しておるのか、お伺いいたしま

す。

次に、改正学校教育法が19年4月より施行され、特別支援教育が制度化されました。特別支援教育は、従来の盲学校、聾学校、養護学校や特別支援学級に在籍する児童生徒に加え、通常の学級に在籍しているLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等により、学習や生活について特別な支援を必要とする児童生徒を対象に一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うものです。特別支援教育が制度化されて3年がたちましたが、我が町の支援体制はどのようになっているのか。また、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童に対する個別教育支援計画、そして指導計画はどのように行われているか、お伺いいたします。

また、第3次玉村町障害者福祉計画第2期計画の中で、サービスの必要見込み量は、生活介護では22年度末、34人でしたが、23年度末には58人に増加し、利用量につきましては、一月680人が1,160人に増加するということが想定されています。先日、のばらに視察に行ってまいりましたが、現在も満員の状況です。このような状況を町はどのように考えているのか、また今後の施策はどのように考えているのか、お伺いいたします。

3項目め、子育て支援の充実についてです。病児・緊急対応強化モデル事業(案)の対応について。 今年度4月より開始されましたファミリーサポートセンターは順調に利用者がふえており、7月末においては、会員数が36名となり、利用状況も徐々に充実してきております。この調子でいきますと、今年度中には目標の会員数50名を達成するものと思われます。これは、今の少子化、そして核家族化した社会では、待ち望まれていた制度であり、より充実したものへと展開していかなければならないと思っております。

現在は、玉村町のファミリーサポートセンターでは、病児・病後児の預かりは行っておりません。 太田のNPOすずらんにお願いして、病児・病後児の預かりをしていただいています。しかし、緊急 サポートネットワーク事業が平成22年度で廃止されることになりました。来年度からは、各市町村 のファミリーサポートセンターにおいて実施する体制をとらなければならなくなります。早急に補助 金をもらえる体制、医療機関との連携、コーディネートの体制強化、提供会員の講習の実施などを整 備する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

4項目め、山ノ内町との交流について。平成19年8月に町制50周年を記念する式典が行われ、 その中で山ノ内町と友好都市の調印が行われました。その後、平成21年5月に山ノ内町より、夕日 山一帯13.25ヘクタールの森が、玉村町民の森として提供されました。平成21年12月議会に おいて、齊藤嘉和議員が利用方法について質問しております。その後町はどのような計画を立ててい るのか、お伺いいたします。

また、国民健康保険の保養所助成金事業の施設として、山ノ内町の施設が新たにふえたと思いますが、利用状況はどのようになっていますか、お伺いいたします。

第5項目め、子宮頸がんワクチンの助成を早急に。若い女性を中心にふえている子宮頸がん、その

予防対策として、県内35市町村のうち12市町村が、本年度からワクチン接種費用を助成します。しかし、財政状況が厳しく、助成に踏み切れない市町村も多い。県町村会は24日、国や県に対して助成制度の創設を求める要望書の提出を決める方針であります。提出をいたしましたね。これはその前に書いたものでありましたので、申しわけありません。これは8月23日の上毛新聞の記事であります。子宮頸がんは、罹患率、死亡率ともに若年層で増加傾向にあるそうです。このワクチンは、11歳から14歳までの接種が奨励されています。全額補助を決めた市町村では、唯一ワクチンで予防できるがんである、できる限りのことはしたい、予防により将来の医療費の削減につながると、上毛新聞にはありましたが、子供たちにとっては一生に1回のチャンスです。地域や所得で格差ができないように、わが町も早急にワクチン助成に踏み切るべきであると思っております。お考えをお聞かせください。

なお、この質問は、一議員というよりも、女性、母親を代表としての質問であるとお考えください。 以上、1回目の質問といたします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 15番三友美惠子議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、第5次玉村町総合計画についての質問でございます。

第4次総合計画の総括と第5次総合計画への反映についてでございますが、第4次総合計画につきましては、今年度が最終年度となっており、現在平成23年度以降10年間、基本計画についてはこれ5年間でございます。10年間の計画になります第5次総合計画を策定中であります。第5次総合計画の策定に当たりましては、各課において検証のための調書を作成するなどして第4次総合計画の検証を行っております。その中で、達成した成果や第5次総合計画に継続する施策や課題等を確認しており、その結果を踏まえて第5次総合計画の計画策定に当たっております。

また、玉村町らしさをどのように考えて、どのような施策を考えているのか、今後玉村町をどのように変えていこうとしているのか、町の発展とは何かということでございますが、まず玉村町らしさについては、これは県央に位置し、交通アクセスにすぐれているということや、県内において比較的若い人が多く住んでいるということ、さらに県立女子大があるということ、有形・無形の文化財等の歴史資産の存在などが挙げられるかと思います。

それらに関する施策としましては、東毛広域幹線道路や関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ等の交通利便性を生かした地域経済の活性化として、経済産業分野の幹線道路の整備を生かした企業誘致や集客力の高い商業施設の誘致、それから若い世代に対する施策になりますが、子育て環境の充実として、健康福祉分野の多様な保育サービスの充実などを考えております。また、県立女子大学との連携や文化財等の歴史資産の保護、活用を図っていくことも考えております。

また、今後の変化の方向性に関してですが、住民の皆さんにまちづくりに参画をしていただくこと、

また協働の取り組みを広げていくことであると考えております。

次に、町の発展ということでございますが、玉村町にあります町として誇れるさまざまな地域資源、これは今後10年間で整備が予定されている東毛広域幹線道路や高崎・玉村スマートインターチェンジなども含みますが、これらの地域資源をいかに今後のまちづくりに生かして、そして元気な町にしていくかということではないかと思っております。そして、住民の皆さんがより安心して健康で文化的な生活を送ることができる町にしていくこと、これが玉村町の発展につながっていくものと考えております。

平成19年4月に施行された玉村町自治基本条例との整合性についてでございますが、ご存じのように本条例は本町のまちづくりの指針になるもので、今回策定しております第5次総合計画につきましては、この自治基本条例第4条に規定されているまちづくりの基本目標を実現するためのものでなければなりません。この自治基本条例の基本目標を踏まえまして総合計画の策定を図っておりますので、よろしくご理解をしていただきたいと思います。

続きまして、障害者福祉政策についてお答えいたします。

発達障害者支援法において、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めております。そして、国また地方公共団体の責務として、発達障害者を早期に発見し、できるだけ早期に発達支援のための施策を講じるように定めております。

そこで、現在保健センターで実施している発達障害児の早期発見と支援に対する取り組みについてお答えいたします。町では、母子健康法に規定された健康診査の中で、乳幼児の健康の保持増進のため、1歳6カ月児健康診査と3歳児健康診査を実施しております。これらの健康診査では、身体発育状況、栄養状態、脊髄や皮膚、歯、目、耳等の疾病及び異常の有無のほかに四肢運動障害の有無、精神発達の状況、言語障害の有無、また育児上問題となる事項等を診査をしております。健康診査は、町内の小児科医、歯科医、保健センターの保健師、栄養士、歯科衛生士等で対応しております。さらに、3歳児健康診査では、玉村小学校の玉村町通級教室の先生が、言葉の相談に応じております。

そして、健康診査の結果、異常が認められたり、再検査や精密検査を必要とする場合は、専門の医療機関等を紹介し、さらに精神発達や言語の面で経過観察を要する場合には、町で実施しているのびやか発達相談や玉村町通級教室に勧めたり、県の機関である児童相談所や発達障害者支援センター等を紹介しております。

保健センターでは、知的障害や発達障害の疑いのある児童の早期支援対策として、のびやか発達相談を開催しております。毎月1回、健診等で経過観察の必要なお子さんと保護者を対象に、専門の相談員が個別相談を行っております。現在3人の相談員が対応しておりますが、年間で延べ77人の相談があり、その中には、自閉症の子供も含まれております。さらに、経過観察を要する児童が保育所や幼稚園に通っている場合には、毎月1回、発達相談員と保健師が保育所や幼稚園へ出向いて巡回相

談を実施し、担任の先生との意見交換や助言を行っております。

また、学校との連携についてですが、幼児発達相談で経過を見ていた児童が就学するに当たって教育委員会から相談を受けた場合には、保護者の了解を得た上で、教育委員会に発達相談の記録等の提供を行っております。

今後も、発達障害児の早期発見と支援のために、健康診査や相談事業の充実を図るとともに、保育 所や幼稚園、学校、さらには児童相談所や障害者発達支援センター等関係機関との連携をより一層強 化してまいりたいと思います。

次に、玉村町の特別支援教育の現状についてですが、これは教育長のほうから答えていただきます。 続きまして、障害者福祉政策についてお答えいたします。

第3次玉村町障害者福祉計画第2期玉村町障害者福祉計画の中にあるサービス必要量の見込みの生活介護とは、常に介護を必要とする人に対し、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、 創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスのことであります。

障害者自立支援法は、それまで障害の種別、これは知的障害、身体障害、精神障害とあります。この種別ごとに縦割りでサービスが提供され、使いづらい仕組みとなっていたものを、障害の種別にかかわらず障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、その仕組みを一元化しております。そのため、新サービスが完全実施となる23年度は、必然的に利用者の増加が見込まれます。これは、玉村町の人が町外の施設でサービスを利用した場合も含まれます。玉村町障害者福祉センターのばらは、現在定員36人のところ39人の利用者、たんぽぽは定員25人のところ30人の利用者がいますので、いずれの施設も定員を上回っております。のばらでの生活介護事業、就労移行事業、就労継続事業のほかに相談支援事業を行っていますが、部屋の確保ができないため、場所をたんぽぽに移し、当事業を行っています。

この2つの施設ですけれども、いずれにいたしましても、のばらの狭さ、たんぽぽの老朽化は喫緊の課題であり、今後は総合的な福祉として、事業所等に対しても入所施設や共同生活施設の整備、グループホーム、ケアホームの整備を働きかけたいと考えております。

次に、子育て支援の充実についてお答えいたします。

当町のファミリーサポートセンター事業の状況ですが、三友議員さんのご理解しているとおり、4月に開始し、順調に推移して、今年度中には、目標の会員数50人に達成されるものと聞いております。利用状況についても、少しずつですが、増加しているとのことであります。また、ファミリーサポートセンター事業については、子育て支援に欠かせない事業であり、より一層充実したものにしていきたいと考えております。

当町のファミリーサポートセンターでは、現在、病児・病後児については、太田のNPO法人すずらんさんにお願いをしております。国のモデル事業については、議員さんのご理解しているとおり、 平成22年度で廃止されることになっていますので、今後については、各市町村において実施する体 制を検討していくこととなっております。

当町では、今後について、病児・病後児も預かれるような体制の充実のために、医療機関との連携、 提供会員の講習の充実など実施できる体制を図り、検討していきたいと考えておりますので、よろし くお願いいたします。

次に、山ノ内町との交流についてお答えいたします。

まず初めに、町民の森の利用方法に関する質問にお答えいたします。この山ノ内町の玉村町民の森は、昨年の5月、両町により協定を締結しまして、山ノ内町が所有している山林の一部なのですけれども、13.42ヘクタールを無償で玉村町に貸していただいているものでございます。この森については、管理は、山ノ内町の町有林でありますので山ノ内町がしているということでございます。ただ、使うのは玉村町で使っていただいて結構だということでございます。

この森の活用についてですが、質問のとおり、昨年12月議会において、齊藤、川端両議員よりご質問いただきました。具体的な活用方法については、現在も検討を重ねているところでございます。 今言われているのは、町民を対象にしたシイタケの原木づくりや収穫等の栽培体験などを行うことも 提案されておりまして、その辺について検討しております。

いずれにいたしましても、山ノ内町から助言等をいただきながら、庁内の検討委員会の開催や町民の皆さんのご意見などをお聞きして、現地の地形、植生、気象条件などを踏まえて、玉村町にとって有効な活用方法を検討してまいりたいと考えています。

この5月に山ノ内町よりシイタケの原木をいただきまして、各小学校にこれを配布しております。 このシイタケは、来年芽が出てくるということでございますので、子供たちがこのシイタケの原木で シイタケの栽培を研究すると覚えるということで、その後この町民の森の原木づくり等に参加できれ ばという、そのスタートということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療保険の保養施設として、平成21年9月より、山ノ内町のホテル、旅館、これ20施設でございますけれども、指定させていただきました。この施設ですけれども、県内の施設を含めまして現在23の保養施設と契約を結んでおります。昨年の国民健康保険では、山ノ内町の2施設に3名の利用があり、今年度に入りまして7月までに3施設で26人が利用しております。また、後期高齢者医療保険では、21年度で1施設1名の利用があり、22年度では7月までに1施設で9人の利用がありました。

次に、子宮頸がんワクチンの助成を早急にということでお答えいたします。

子宮頸がんの予防のために効果的な子宮頸がんワクチンの接種が昨年の12月から開始され、接種費用が高額なことから、費用を公費で助成する自治体がふえております。先日の上毛新聞によりますと、今年度、県内12市町村で全額補助を開始する予定でございます。接種の対象年齢は、小学校6年生から高校1年生までと、自治体の人口規模や経済状況によりまちまちでございます。

昨日の石内議員の一般質問でもお答えしましたように、現在町としては、伊勢崎佐波管内で同じ対

象年齢で同じ料金で実施できるよう、伊勢崎市、そして伊勢崎佐波医師会と協議を始めております。 国においても、厚生労働省が予算委員会で来年度からというような話もあります。今後、国や県の動 向を見ながら、実施に向け関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長(新井道憲君) 玉村町の特別支援教育の現状につきましてお答えさせていただきます。

三友議員さんご指摘のとおり、改訂学校教育法が平成19年4月1日より施行されるに当たりまして、以前の特殊教育が特別支援教育と呼ばれるようになりました。このことは、単に名称が変わっただけでなく、これまで特殊教育の対象であった障害に加えまして、LD、ADHD、高機能自閉症等知的なおくれのない発達障害を含めて特別な支援を必要とする子供が在籍するすべての学校において実施されるものとしたことに大きな意味があるところでございます。それは、障害の有無にかかわらず互いの違いを認め合い、ともによりよく生きようとする共生社会の基礎を形成することにつながっていると考えるからでございます。

次に、玉村町の現状につきまして説明させていただきます。まず初めに、特別支援学級でございますが、小学校には、知的障害特別支援学級が5学級、情緒障害特別支援学級が2学級、肢体不自由児特別支援学級が1学級の計8学級、そして中学校には知的障害特別支援学級が2学級ございます。そこでは、それぞれの障害の程度に応じた個別の指導計画に基づいて指導、支援が展開されているところであります。なお、それに加えて協力学級や他校の特別支援学級と交流し、社会性を高めるような工夫も十分されていて、一人一人の自立を目指し、地道な指導を積み重ねているところでございます。

このような活動を充実したものにするため、町独自の支援策といたしまして、特別支援学級補助員6名、重度の障害の子供に対して支援を行う介助員4名。4名のうち幼稚園が2名でございます。配置させていただきまして、支援体制を整えているところであります。

次に、通級指導につきましては、今年度より担当教員が1名増員となりましたことを受けまして、ことばの教室を玉村町通級教室として指導体制の充実を図ってきているところでございます。具体的には、従来の軽度の言語障害、難聴、聴覚障害を持つ子供の指導に加え、情緒障害さらにはLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の指導も行えるようにしました。ここでは、小学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある子供に対しまして、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ週に1回程度決められた時間に通級してもらい、その子の障害の克服、改善に向けた特別の指導を行っているわけであります。現在、県費負担教職員3名に加え町費負担教職員の2名を配置し、幼児から小学生までに対応できるようにしています。通級教室の指導内容は、一人一人の子供の実態を的確に把握し、その子に応じて、例えば言葉を正しく聞き取るための指導、正しい発音ができるようにする指導、遊びや運動を通して人とかかわりをつくる指導、興味や関心を引き出しそれらを伸ばす指導、そ

ういうことなど一人一人のよさを認め、そして自信につなげる指導などを計画的に行っているところであります。

特別支援教育は、早期発見、早期対応が大切であります。そのためには、幼保小中の縦の連携だけでなく、子供の育ちにかかわる関係諸機関との連携が必要だと考えているところであります。一人一人の力を伸ばすことは、特別支援教育に限らず教育の根本であります。子供に寄り添い、実態を把握し、その子に必要な指導、援助を適切に行えるよう、そんなような体制を今後も学校と一丸となって整備していきたいと考えているところでございます。

議長(宇津木治宣君) 15番三友美惠子議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) ちょっと質問が多過ぎたので時間がなくなりそうなので、どうしても来年度にやってほしい事業からさせていただきます。

3番の子育て支援の充実についてということなのですが、今病児・病後児の対策について検討していきたいというお答えでしたが、来年度から早速事業に取りかからなければ、待っている子供たちもいますので、取りかかっていただきたいと思います。いいお答えを副町長よろしくお願いいたします。

議長(宇津木治宣君) 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長(横堀憲司君) 実施に向けて検討をしていくというお答えをしたとおりで、その額面どおりに受け取っていただければ結構だと思います。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) 検討していくということは、来年から実施していただけるということでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長(横堀憲司君) お答えしますが、基本的にはスタッフやら資源やらいろいろあります。そういったものを開発、整備をしながら実施に向けて検討するということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) 9月ですから間に合いますので、ぜひ予算をとって実施していただきたいと思います。

次に、5番の子宮頸がんのワクチンの助成についてですが、このワクチンは、本当に子供たちにとって、11歳から14歳まで、今やらなければならないのです。待っていられないのです。来年度か

ら伊勢崎市と協議するのではなく、伊勢崎市さんのほうへ、玉村町はやりますから伊勢崎市さんも一緒にやりましょうという形で積極的なアプローチをとっていただいて、来年度からの実施をぜひお願いしたいのですが、町長、お願いします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 大変今、子宮頸がんワクチン、子宮頸がんに対する意識が高まっております。きのうも石内議員さんのほうから質問がありました。これは時期的には中学生、1年、2年、3年ぐらいの年齢のときにこのワクチンをするということでございます。そのワクチンをするということも大事ですけれども、もう既にそれをしなくてそれを卒業してしまった年代、20歳以上ですね、20歳よりもっと上の女性の方もこの子宮頸がんというがんに対しては非常に危険であるということでございます。その辺について町としては、検診の中で20歳の方、25歳の方ということで無料で検診をするということになって、最近検診率もふえたのですけれども、この検診率が意外に低いのです。その検診率も上げなくてはいけないと同時に、今そのワクチンの効く年齢、中学生に対してのワクチンということでございますので、先ほどの質問書の中をよく読んでみましたら、議員としてでなくて、一母親として、女性としてというのが書いてありまして、私もそれを見て、私男性ですから、女性の気持ちというものを改めて感じまして、きのうまでの話ですと、伊勢崎市と協議をしてというような話だったのですけれども、伊勢崎市とこれを来年度から実施をするということでもっと突っ込んだ中で協議をしていくという気持ちでございますので、そんな形で来年度から実施に向けて協議をしていきたいとのうことでご理解をしていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) ありがとうございます。私は一議員というよりは、女性、母親、自分も子供もいます。本当に自分の子供がなってもあれですし、今若いお母さん、本当に生活大変です。してあげたいとみんな思っていると思います。自分の子供ですから、絶対そういうことになってほしくないからしてあげたい。でも、生活、今本当に皆さん大変ですので、町でやっていただける、それを待ち望んでいると思います。ぜひ来年から。もう本当だったら今からと言いたいところなのですが、ぜひ準備をしていただきまして、来年度から実施に向けてやっていただきたいと思います。もう一度お願いします。

議長(宇津木治宣君) 三友議員、やると言っているのだから。時間がないでしょう。

15番(三友美惠子君) しつこいですね。では、ぜひよろしくお願いいたします。

では、続きまして、一番最初の1番に戻ります。第5次総合計画についてです。先ほど第4次総合 計画の検証も行っていると。いろいろなことを聞かせていただきました。

そこで、本当であれば、いろいろな問題の最終的に到達するところは、町長の心がどうであるかと

いうことを、町に対してどういう気持ちを持っているかということを知りたかったわけなのですが、きのうの東欧に行ってきた町長の感想ですね、あそこがすごい私は感動いたしました。さすが玉村町の町長ということで、町長はちゃんとわかっていらっしゃる。本当のまちづくりとは何であるかということをわかっているのだなということを感じました。心豊かであれば、物はなくても幸せになれると、これからの世の中はそういう方向に向かっていると、今までの高度成長の右肩上がりの社会でなくて、これからは文化や歴史を大切にしたまちづくりが大切であるのだということを町長は知っていらっしゃいますね。そのことと先ほど述べたいろいろなこととちょっと矛盾するところあるのですが、そこら辺の感想はどうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) きのうは私の旅行の感想を述べさせていただく機会をつくっていただきました笠原議員に、改めて感謝を申し上げます。

そういう中で、第5次総合計画になるわけでございますけれども、一番の基本は、私は自治基本条例の第4条、これを第5次総合計画の基本にしていきたいということで、これ最初スタートするときにも職員の皆さんに私は、自分の気持ちとして自治基本条例の第4条を中心にしたまちづくりをしていきたいということは申しました。一番大事なことは、自分が住みよい町で自分の子供たちが住みよい町ということを基本に考えたまちづくりでいいのではないかなと。だから、余り高度な技術だとか高度な知識を必要とするまちづくりではなくて、もっと泥臭い朴訥な感じでまちづくりをしていくというそういう基本的な考えで第5次総合計画をつくっていってくださいというような話を職員にはしまして、私もそのつもりでこの第5次総合計画の計画と、その計画の向こうにあるまちづくり、本当の自分の住む町をつくっていくということに進んでいきたいなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) それはありがたいことであります。町長は、このまちづくり構想は読んでいただけましたでしょうか。私たちは愛着を持って暮らせる地域づくりのために、住民が主体となってまちづくりを推進するために玉村塾は設立されました。塾は、イベントの場所だと勘違いされているところもありますが、私たちはこのイベントをやるのは、町のことをもっと町民に知っていただきたいということから行っています。イベントをやるだけでなく、私たちは愛着を持って暮らせる町は何かとか、安心して暮らせる町は何かという研究をしてきました。それで、21年度の緊急雇用創出事業でまちづくりを生かした構想をつくりました。これは第5次総合計画に向けて、玉村塾の皆さんが町に向けて発信したものです。これには、本当に玉村町をこれからどういうふうにしていったらいいかというようなことが書かれています。これをぜひ参考に第5次総合計画にも取り入れてほしいと思っています。

そして、パブリックコメントの中では、「あなたとつくるふるさと玉村」というキャッチフレーズ、これを提示しました。これは取り入れていただけなかったようですが、今町長が言っていました泥臭いとか、朴訥としたと、本当にその雰囲気をあらわしたのがこのふるさとという言葉だと思うのです。成長とか、発展とか、そういうことも大事なのですが、今私たちが忘れかけているのは、心だと思うのです。3万人も自殺者が出るこの日本で今求められているものは何か。心のよりどころであったり、ふるさとであったり、そういうものだと思うのです。玉村町は3万人という小さな町で、ほかの東京都と同じことをやっていく必要はないと思います。横浜市、東京都、前橋市、高崎市、そのようなまちと同じことをやっても勝ち目はないのです。そうではなくて、町はもっと違う方向を目指していくべきだと私は思っています。発展することが悪いということではありませんが、354のバイパスが新しくできて、そちらを開発する。その開発がどのような開発だか私もわかりませんが、いろいろと協調してやっていくと言いますが、自治基本条例の第4条、皆さんには見ていらっしゃらないのでわからないかと思うので読み上げますが、かけがえのない命や財産を守るため、安全で安心して暮らせるまちづくり、みんなが健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり、すべての子どもたちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり、緑あふれる豊かな自然環境と歴史及び文化を大切にするまちづくり、この4項目です。

私たちが特に思っているのはこの4項目めなのですが、この4項目めがしっかりとできれば、その後の3項目は自然とついてくるものだと私たちは思っています。その4項目めをしっかりやっていきたいのが玉村塾の構想であり、それをぜひ第5次総合計画の中に生かしていっていただきたい。それが私たちの玉村塾の願いで、きょうも傍聴に来てくださっている方は、今度デスティネーションキャンペーンの中でガイドをしてくださる人たちです。そういうことで、玉村町には玉村町を思う人がいっぱいいます。そういう人たちを大切に。今度のデスティネーションキャンペーンも応募者があふれるほどだったそうです。抽せんになったそうです。そういうことが今本当に求められているのではないかなと私は思っていますので、ぜひ玉村町はそういう方向に向かっていってほしいと思うのですが、町長どうでしょうか。本当の町長の心のままの町をつくっていただければいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) さっき柳沢議員さんの質問の中で、9月4日に中学生の発表がありました。 その中で、教育長が言ったのですけれども、最初広島体験、後がエレンズバーグ、中間に少年の主張 の玉村の代表になった玉中の3年生、名前ちょっと忘れてしまったのですけれども、3年生の少年の 主張がありました。その人の主題は無縁者という主題だったです。最近、無縁者という言葉だとか、 新聞の活字の中で無縁者というのが大分出てきております。玉村にもありまして、その無縁者の場合 は、私が身元引受人というのですか、町長が身元引受人として無縁仏に奉納するために町長が身元引 受人になっているわけなのですけれども、都会ではこういうものがどんどん、どんどんふえているということでございますし、今三友議員さんが言ったように、東京都のまねをしてもしようがないと、高崎市のまねをしてもしようがないのだという、玉村独自のまちづくりということかなと思います。これが一番基本にしていかなくてはいけないかなと思っております。先ほどのデスティネーションの今度11日の日にプレシーズンで行う町歩きの中で、各駅にチラシを置きましたら、玉村町から例弊使道を回って伊勢崎市に行くというそのコースは、最初に満員になってしまったということで。あれ、玉村町というのは何もない。そんな話がありまして、観光も何もないのだけれどもというけれども、例弊使を通って玉村塾から伊勢崎市へというのがたちまち満員になってしまったという話聞いて、ああ、世の中というのはそういうふうに変わってきたのだなということでございます。そういうような自然だとか、手をつけないっておかしいですけれども、自然だとか、余り人間がうまくつくって他人に見せかけるものではだめ、本物がやっぱり必要なのです。そういう意味で、玉村町というのはすごい町に力がある、本当に町の力があるというのを私も改めて感じたのですけれども、そういうものをこれから生かしていくという。今までそういうものが寝ていたわけです。余りわからなかった。我々もわからなかったのです。それを徐々に、徐々に起こして生かしていくというのがこれからのまちづくりかなと思います。

その中で、玉村塾の皆さんがガイドしていただけるということで大変ありがたく感じておりますし、そういうような町を宣伝するのが、そういう地道なもので十分ではないかなと考えています。そういうまちづくりをしていくということで、その中では住民の皆さんの意見、考え方。今回の第5次総合計画の一番の目玉は、住民の意見を最大限に引き出そうではないかというのがこの目玉でございます。だから、そういう意味ではいろんなことで意見を言って、それが取り上げられたか、上げられなかったというのは余り気にしないでどんどん、どんどん言っていただいて、いいまちづくりをしていきたいなと思っていますので。不満の面もあると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) それから、これは審議会のほうには出していただいていますか、資料にはなっておりませんか。ぜひこれを審議会の委員の人に見せていただいて、また感想を聞けたら聞きたいなということもありますが。重田課長。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

[総務課長 重田正典君発言]

総務課長(重田正典君) パブコメの提案としてまちづくりの方から提案いただいたわけですけれ ども、その内容の一部として審議会のほうに資料として提出させていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) ぜひ提出していただいて、私たちの思いを。町民の意見をということでしたら、私たちも7年もこの町のことについて勉強し、これからどんな町をつくっていったらいいだろうということを研究してきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、自治基本条例の、町長が先ほど言いましたみんなの意見を引き出すと、そういうことでやっていると言いますが、今やっている手法に関してですが、今やっている手法は、今までどおりの審議会委員の中に町民を4名入れたということで、それはいつもは2名ぐらいだったのがちょっと倍ぐらいにふえたというようなところはありますが、アンケートをとり、今までと同じような手法であるということです。そこに町民がどのくらいかかわっているかというと、審議会に4人、そしてそのアンケートもありますが、アンケートも半分ぐらいの人たちのアンケート、それもとっている人数が何人でしたっけ、そんなに多くない人数のアンケートです。2,500人で34.5%の回収率ということです。というと、まだまだ聞いてない人の意見もあるでしょうし、そういう中で町は協働でやっていくと言いますけれども、その協働の手法みたいなそういうのは町の職員の方はどの程度勉強なさっているのでしょうか。総務課長さん。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長(重田正典君) 協働の手法でございますけれども、玉村町が自治基本条例を策定したときに、今後は、要するに行政だけが考えるまちづくりではなくて、住民と一緒になって考えていこうというものが出てまいりました。この自治基本条例の草案ももちろん町の職員もかかわっておりますし、議員さんもかかわっております。また、住民の代表の人もかかわっています。その三者で立ち上げた草案に基づいてでき上がった自治基本条例ですので、そのあたりはよく認識していると思います。今後もいろいろな施策を進めるに当たりまして、住民の意見を十分聞くように努力していきたいと考えております。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) 町民の意見を聞く手法がいろいろあると思うのですが、ぜひ研究していただいて、そのような手法を使いまして、町民の意見をしっかりと吸い上げていくような施策をとっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。障害者の施策です。ただいま教育長から教育現場でのいるいるな施策を聞かせていただきました。学校教育においてはしっかりと取り組んでいるということです。それで、町長のほうからも早期発見に1歳6カ月児健診、3歳児健診と、のびやか発達相談とか、そういうものをもろもろの相談をやっていると言いますが、要するにそれを一連に1つのものにまとめて、その子供が、最初の質問のところにありましたが、生涯を通じてということで一貫した

その子のサポート体制というか、そういうものを行政と教育現場と両方で連携をとりながら確立して いく必要があるのではないかと思いますが、健康福祉課長さん、どのようにお考えでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) いろいろな健康診査を行う中で、3歳までについて、支援カードというのですか、健康カードというのですか、そんなカルテみたいのができるわけですけれども、その辺のところで、どんなカードになるかわかりませんけれども、案的に精神保健福祉手帳みたいなそんなカードというのができるかどうかわかりませんけれども、そういったところでその子の体調とかいろいろなもののカードを学校のほうにつなげていく。中学校が終わったら高校のほうにつなげていく。そんなような連携ができるカードかあればいいかなというふうに思っております。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) 私もそう思っております。そういうカードがつくれれば、個人情報とかいるいるな難しい障害はあると思いますが、その子が生涯にわたってしっかりとした支援を受けられるということでは、そういうカードをぜひともつくる必要があるのではないかと思っております。学校も一生懸命いろいろな教育をやってくださっておりますが、学校でつくっている書類というのは5年で破棄されるということです。5年以上はその子に対してのその子のいろいろな情報が伝わらないわけです。今、就職するにもそういう情報をもとに、発達障害の人でも、パニックを起こす原因さえつかめれば普通な生活ができるというような子供たちもたくさんいます。そのパニックの状況をきちんと伝えることによって、その子は一生涯みんなとコミュニケーションがとれて平和な生活が一生送れる。また、そのカードがあることによって、将来ぐあいが悪くなったときに、親がいなくても障害者年金が受け取れる。そのような方向で一生の支援をしていけることが大事だと思うのですが、そのようなカードを、町長、考えていただけますでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 課長が答えたとおりで、その件については検討します。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) ぜひ検討していっていただきたいと思います。

あと6分ですので、山ノ内町との交流についてということで。先日、花火のときに山ノ内町の議員 さんが来まして、そのときにこの話題が出たのです、山をどうして使うんだいみたいな。早く使って おくれよみたいな話が出ました。そこで、私が考えたのは、花火のときも交流協会という方たちが山 ノ内町から来ました。玉村町も交流協会みたいなのをつくって、それで玉村町と山ノ内町の交流をし ていくのがいいのではないかというふうに思っております。そうすれば、山の有効利用とかそういうことも、しっかりと向こうでこちらも考えていますよというのが伝わっていくと思うのです。そういう形で、交流協会の立ち上げなどは考えていただけませんでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) その考えはいいと思います。私も行くたびに言われるのだけれども、山に対する知識というのが、山をどうやって利用するかというのは我々に知識はないのです。ですから、山登ったことは、私は山登り好きだから山はうんと登るのだけれども、その山をどう活用するかという知識がないものですから、聞かれてもどういうふうに使っていいかわからないというのが現実でございます。

ですから、いろんなところに口かけているのですけれども、玉村町の人というのは山がない。一番 高い山が軍配山だという程度でございますから、山の活用方法というのが肌でわかってないのです。 ですから、声かけてもなかなかいい答え返ってこないというのが現実ですので、これから議員さんに もいろいろご提案していただくと同時に、今言った交流協会というのを立ち上げるというのは、これ は民間で立ち上げるということでございますので、これは1つのいい案かなと思いました。これを検討してみたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) ぜひ検討していただいて、行政がかかわっていくのはちょっと大変かなと思いましたので、民間で。今、民間の人たちが町にかかわりたいと思っている人たちも、この間の交流会でもありましたので、山の好きな人、そういう人たちを募集してこの交流協会立ち上げながら活動していったらいいのではないかと思います。

多方面にわたって 5 項目質問いたしましたが、いろいろいいお答えをいただいたと思いますので、 ぜひ検討して実施に向けてやっていただきたいと思います。

終わりにします。

議長(宇津木治宣君) 次に、10番川端宏和議員の発言を許します。

〔10番 川端宏和君登壇〕

10番(川端宏和君) 議席番号10番川端宏和でございます。議長の許しを得ておりますので、一般質問いたしたいと思います。

きょう朝、入れ歯を忘れてしまいまして、ちょっとお聞き苦しい場面もあると思いますが、ひとつ よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に沿いまして質問いたします。

広域幹線道伊勢崎工区、これは玉村分なのですが、の完成に向けてであります。玉村町における幹線道路の工事は着々と進み、進捗状況が目に見え、地域住民も大いに期待をしている道路であります。 バイパスが1本通りますと、両端には商店だとかいろいろできる。吉岡町等見てもそうでありますが、 住民はそのような絵図を描いておると、そのようによく聞きます。

そこで、1つとしまして、いろいろな規制のもと、現状において幹線沿線に何が今の玉村町の状況 においてできて、何はできない。それを説明願いたい。

2番目、バイパスが完成することにより、大変便利になることは理解しております。反面、今まで何不自由なく通行できた生活道路がすべて遮断され、通れなくなると説明がございました。隣接地域住民また農業関係者は、これは問題ということで声を上げております。この問題に関してはどうにかならないかと町への要望書も出され、枝道等町道のあり方について町の考え方をお伺いいたします。

次に、直売所構想のその後についてです。年月の過ぎるのは早いもので、4カ月を残し平成22年 も終わります。現在研究されているこの構想、どの程度進んでいるのか、進捗状況を伺います。

最後に、学校教育の2学期制についてでございます。玉村町においては、平成18年度より導入されたこの2学期制について、一部保護者からは不満の声が上がってきております。教育長もかわり、現新井教育長の認識をお伺いいたします。

これをもって1回目の質問といたします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 10番川端宏和議員の質問にお答えいたします。

まず、広域幹線道伊勢崎工区の完成に向けての質問でございます。沿線の開発の可能性についてでございます。町内を東西に横断する形で計画されているこの東毛広域幹線道路は、ほとんどが市街化調整区域内を通過することとなっており、ご存じのように市街化調整区域内は、市街化を抑制すべき区域とされているため、市街化を促進するような開発は原則不許可となっております。現状で開発する場合は、市街化調整区域の立地基準に合致することが必要で、ご質問にあるような大型店舗の進出については、市街化調整区域では難しいと考えられます。しかし、この道路はまちづくりの骨格となり得る重要な役割を担っており、単に通過道路、通過交通をさばくだけの道路とすることは、町にとっても大きな損失と考えられます。現在第5次総合計画が策定中で、その中で東毛広域幹線道路の沿

線についてどのように利用していくべきかについてその方向性を検討し、さらに現在改訂作業中の都市計画マスタープランの中でその整備方針や方法を検討し、都市の秩序ある発展と農業との調和を図りながら計画的な市街地を形成させていき、町にとって適切な土地利用を図っていきたいと考えております。

次に、東毛広域幹線道路完成時の町道のあり方についての質問でございます。東毛広域幹線道路は、町の中央部を東西に横断する形で計画されており、農地や生活道路である町道を分断する箇所が出てきてしまいます。町としては、農業に従事する方や沿線に住む方が極力不便とならないよう、交差点に信号を設けることを県及び関係機関へ要望を行っていき、与六分・前橋線の一部南側への延伸や町道220号線の拡幅など東毛広域幹線道路開通時にかわる道路利用形態に対応した道路づくりを進めていきたいと考えております。

次に、直売所構想のその後についてでございます。

直売所構想の進捗状況について説明いたします。これまで農産物直売所の必要性やその効果、設置 意義等について、議会や委員会等で説明をしてまいりました。その内容をもう一度整理し、説明をい たします。町では、平成20年3月に策定されました地産地消推進計画やたまむら物産館設置推進協 議会の意見書をもとに農産物直売所の必要性や基本構想を、昨年度まとめさせていただきました。

その内容は、農産物直売所設置の基本構想コンセプトとして、地域住民と農業生産者の交流の場、 玉村町の魅力を発信する基地、地域住民に愛される生活利便性と地域密着型、農業振興と地域内消費 の拡大の4つのテーマの実現にあります。

1つ目のテーマ、地域住民と農業生産者の交流の場についてでありますが、地域の農産物のおいしさや農業の必要性を一番理解してくれるはずの地域住民と一生懸命農産物をつくっている農家が交流し理解し合う接点が必要と考えておりまして、直売所をその交流の場として位置づけたいと思っております。

次に、玉村町の魅力を発信する基地ですが、かつては日光例弊使道の宿場町として町が栄え、玉村町が宿場を通った旅人に多くの魅力を発信していたときのように、東毛広域幹線道路の開通とスマートインターの設置にあわせ、現代の宿場を再現したような道路の休息施設、魅力発信基地、住民のシンボル、遠くから玉村町に来るお客様の待ち合わせ場所となれる道の駅を実現したいと考えております。

また、3つ目の地域住民に愛される生活利便性と地域密着型とは、地域の皆さんが欲しい農産物、加工品の開発、そして提供、高齢者や子供たちの食生活に配慮した農産物供給基地、あわせて災害時の避難場所としての利用や地域のイベント開催等地域住民生活密着型食材提供施設を目指すというものでございます。

最後に、農業振興と地域内消費の拡大とは、地球温暖化問題や環境問題が叫ばれる中、地域の緑や 豊かな田園を守るため、足元の農業地域が元気を取り戻す方策として、地域内へお金が回る仕組みを 実現することで、町全体が潤う仕組みづくりにつなげたいと思っております。

以上のような構想の実現を検討するに当たって、当面の間ではありますが、広域幹線道路用地の半分を駐車場用地として使用させていただけることは大きなメリットと考えまして、道の駅設置構想とあわせた玉村農産物直売所設置に向けた計画を提案しているところであります。

このような基本コンセプトを前の議会におきまして報告いたしましたところ、議員の皆さんには多くの参考になる意見をいただき、特に次の2点について対応を行ってまいりました。1つは、地域住民との交流の視点や他地域へのアピールをより重視する方向を加えるために、市民農園や子供の農業体験を推進する窓口としての機能ができないか、構想への修正を加えているところであります。もう一つは、直売所で販売する特産品開発として、今玉村町にあります農村女性による農産加工品開発を進める研修や直売所出荷者を活性化するための試みとして、県内イベントへの参加PR活動など生産者サイドへのてこ入れを実施しております。

一方、構想の具体化と並行といたしまして実際に設置する際に必要となる各種法令との整合性について、関係する官庁との事前の相談を行っておりまして、相談の結果を踏まえて具体策の作成を検討しているところでございます。

以上、直売所構想についての進捗状況でございますので、ご理解の上、ご支援をよろしくお願い申 し上げます。

次にあります学校教育の2学期制については、教育長のほうからお答えをいたします。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長(新井道憲君) 学校教育の2学期制につきましてお答え申し上げます。

議員さんのご指摘のとおり、玉村町における2学期制は、平成18年度からすべての小中学校で実施するようになり、今年度で5年目を迎えているところでございます。本町が2学期制を導入するに当たって、その背景として、平成14年度より完全実施になりました学校週五日制、そしてそれに伴う同じく14年度から現行の学習指導要領が実施されている。そういう今までにない大きな変化の中で2学期制が導入されたわけでございます。これらに対応する玉村町の学校教育のあり方ということで、子供が学ぶゆとりを生み出す授業時数の確保、そして夏休みや冬休みの長期休業日の有効活用、学びの連続性の確保などが課題としてありました。その解決策として、2学期制の試行、研究実践を重ね、結果として全校挙げての実施に結びつけたわけでございます。

学校の2学期制につきましては、私が就任してからも数人の保護者の方から、なれ親しんだ3学期制がいいと、あるいは3学期制のほうが通知票が3回あってよかった、2学期制はテストの範囲が広くて大変だなどというご意見をお聞きすることもありましたのも事実でございます。賛否両論いろいるな考え方があるものと痛感しているところでありますが、しかしながら今本町が取り組んでいる2学期制につきましては、総合的に考えて順調に進められていると考えているところでございます。

そして、軌道に乗ってきたと強く認識しているところであります。

2学期制を導入した考え方の根底にあるものは、やはり長いスパンでの教育活動が可能になるということ、そして子供たちにとってはゆとりを持って学習や運動に取り組めるということであります。子供たちの学びや育ちは、連続しているわけであります。学校では、その学年の目標の達成に向けて、毎日の教育活動が意図的、計画的に営まれているわけでありますが、1学期頑張りました、夏休みはゆっくり休んでください。さて、2学期も頑張りましょうということだけではなく、夏休みも冬休みもその学年の目標を達成するための学習活動がなめらかに、そして緩やかに連続していることが大切であると考えているところであります。学年の目標を達成するために、子供たちは新たな課題に出会い、立ちどまったり、試行錯誤したり、時には失敗しながら、少しずつ一歩一歩成長を遂げていくわけであります。このような成長を支えるために学びを評価し、評価した結果に基づいて改めて指導し、その結果をまた評価して次の指導につなげる。このような指導と評価の連続は不可欠であります。子供の学びや育ちを支え、見守り、寄り添うことができるようにするための仕組みとしての2学期制には、まだまだ大きな可能性が残されていると考えているところでございます。

これからは、さらに長期の休みを有効活用するための教育相談、あるいは個別指導の充実、そういうことを通しながら個々の力を伸ばすことや、弱点の克服に努め、自信が持てるようにしたり、振り返りや反復練習で定着を図ったり、興味関心に応じた体験を積んだりするなど一人一人の個の伸長が図れるように工夫していく必要があります。先生方も長期休業前の忙しい仕事が重なる時期に、今まで子供に目配り、気配り、そういうことをする余裕が、あるいはゆとりがなかったものが、2学期制によって子供との信頼関係をしっかり築きながら、子供の指導に十分に力を注ぐことも可能になるものと考えているところであります。

学校の2学期制に対する考え方も、教育委員会の考え方もいろいろであります。過去に実施した市町村も、3学期制に戻したところが太田市や大泉町など幾つかあります。県内で現在2学期制を実施しているのは、高崎市と玉村町だけであります。冒頭で申し上げましたような意見をお持ちの保護者がいることは重々承知しているところでございますが、子供の学びを確かなものにする2学期制のよさを十分に理解してもらう努力を重ねるとともに、今まで実施してきた中から課題を明確にすることと、子供にとってよかったと思える子供のための2学期制になるよう、学校、園、関係機関と連携協議を深めながらさらに充実した玉村町の2学期制にしてまいりたいと考えているところであります。

学校教育の最も基本的な枠組みを示します学習指導要領は、およそ10年に1度のサイクルで見直しをされて、改訂、改善が図られているところであります。教育には近道はないと言っても過言ではないと思います。この2学期制についても、もうしばらく腰を据えて、地に足をつけて玉村町の子供たちのために実践と検証、そして工夫と改善を図ってまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 10番川端宏和議員。

[10番 川端宏和君発言]

10番(川端宏和君) 2回目の質問は、自席より質問させていただきます。

昨日、笠原議員のほうからも質問ありましたとおり、広幹道沿線開発に関しましては、玉村町におきましては市街化調整区域ということで何もできないと。できても、いろいろな規制がかかっていますから、かなり難しい。そのような話もきのうは受けていたと、そのように思います。

そこで、きのうも質問の中にスマートインター、このスマートインターができることにより、玉村町のこの広幹道も生きると、そのように私は考えておるわけですが、高井課長のほうより23年度予定だったのが24年度にずれた。そのような私初耳の回答を得ましたが、その辺の真意はどうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 昨日、高井課長がお答えしたのは、私どもが高崎市のほうでスマートインターの事務局をしております整備局担当の者からことしの夏前、用地交渉を高崎市がしていただいていますから、そのぐあいの話の中から、高崎市においては、6月ごろでしたか、議員さんにも話をしたという話で受けておりました。23年度が24年度末というふうな話をしましたので、玉村町さんのほうでもそんなふうな話を伝えてくださいということでありましたので、きのうのは高井君のほうからお答えをさせていただきました。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

[10番 川端宏和君発言]

10番(川端宏和君) わかりました。

先ほども述べましたとおり、玉村町沿線におきましては市街化調整区域と、そういうことになっております。先ほどの町長の答弁によりますと、土地利用に関しては方向性を検討していると、そのような回答だったと思いますが、この方向性の検討、具体的にはどの程度の検討がなされているのか、ちょっとお教えいただきたい。

議長(宇津木治宣君) 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 22年、23年でマスタープランをつくるということで、前回その前の議会のときに答弁をさせていただいたかと思います。マスタープラン、20年計画です。総合計画は10年計画。総合計画がことしの11月か12月ですか、そのころには仕上がるかと思います。それを受けて、住民の方のアンケート等もとっておりますから、それら等を参考にし、マスタープランを23年度中につくり上げたいということで進んでおります。今は、入札が終わりまして、業者を決めて、議会中、来週ですか、私、議会のないときですけれども、その方と第1回目の打ち合わせをさせていただくというそのような形でおります。

それと、事務局は、総合計画の中には審議委員さん、自治法の中で定められた中の流れで動いていますから、その審議委員さんにかわるべくまた町民の代表の方何人かで組織をして検討の中に入れていただく、そんなような人選も町長とは打ち合わせをさせていただいています。ただ、総合計画のように二十数名いるかと思います。けれども、そんなに多くなく10名程度の中でつくっていきたいというような考えでおります。その中には、マスタープラン、土地利用の計画ですから、当然大きな夢をつくるとなれば、人をふやす工場もつくりたいということになれば、貴重な農地をつぶすということになります。ですから、その農地の関係となれば農協さん、そしてまた町を商業的にも発展をさせていきたいということになれば商工会のほうの方にも入っていただいて、そのような人材は入れようかと思っております。その他はまだここでは公言できませんので、一応そのようなところまで今進んでおります。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) 現状、周りの市とか見たときに、高崎市の広幹道4車線化、それに伴う開発、前橋南インター周辺の開発等を見て、どんどん市におきましては開発が進んでにぎやかさをとっていると、そのように見受けられるわけですが、玉村町におきましては、町田議員の言葉ではないですが、トンネルを抜けたら雪国だった。こんな玉村町では当然人も集まらない。そのようなのを私は危惧しているところでございます。何か開発をするときには、やはり行政で動かないとできない部分というのはかなりあると、そのように私は考えておりますので、雪国にならないような施策をどんどんとっていただいて。私は玉村町においては、前の一般質問にもしたと思うのですが、玉村町は動と静、動きのある場所と静かな場所、その2つができる町ではないか。バイパスができますと、旧354は当然車の通りも少なくなると、そのように予想されておりますので、静かなまちづくり。三友さんがよく言うまちづくりができるのではないかと、そのように私は考えておりまして、今回質問させていただきました。ぜひ土地利用に関しては方向性を検討ということでよい検討をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目のバイパスが完成することによって、今まで通行できた道が通れなくなる。これにおきましては、伊勢崎土木のほうより区のほうに説明がございまして、今角田病院の通りから与六分・前橋線まで2本の道路があるわけですが、それが4車線化になるとすべて遮断されてしまうと。そのようでは区としても困るという要望を出しまして、検討していただきました。そこで、ぜひ信号をつけていただけないかと、そういう要望も出しましたが、県のほうとしても警察にかけ合っていただきまして、しかし回答は信号はできないと。2車線化になったときでも閉めると、そのような回答が来たと。それでは、区としては、生活道路として使っている道路ですから当然困るということであります。町のほうにもいろいろ要望なり相談なりした結果、ではこういう案はどうかと。1本生かした中

においてそこに信号をつけて、与六分・前橋線を延長した中においての道路づくりをして、そこにも 信号をつけると。そのような案でどうかということで説明を受けました。しかし、警察としては、信 号もだめだと、そのように説明を受けたと記憶しています。

そこで、県としては、町と区が一体となって警察に要望すればわかってくれるのではないかと、そのような回答を得まして、今月に要望書を持って警察のほうへ行くわけですが、町長におきましても、町としても必要なのだと、安全が第一なのだと、そのような観点から町と区で一緒になって進めていただきたい。そのように思いますが、いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 今までが生活道路として使っていたわけでございます。ですから、バイパスになりましてそれが遮断されるというのは大変不便になるということでございますけれども、その反面、少し遠回りしても安全な道を通るということも必要ではないかなと。信号はなるべく多いほうがいいのですけれども、警察のほうとすると、なるべく信号の距離を広げたいというのが基本的な考えでございますので、その辺のバランスをとりながら、必要である道路であればこれは信号をつけていただくということで、町と区と一緒になって要望するということでいいのではないかなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) ぜひそのような態度でよろしくお願いいたします。

それで、与六分・前橋線からの延長道路を新規に、これは都市計にも載っているわけですが、延長 道路を5メートル道路ぐらいでつくってくれるということですよね。まずその辺をひとつお願いしま す。

議長(宇津木治宣君) 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 昨日も笠原議員の質問の中で答えさせていただきました。8月の30日夜、上新田公民館で伊勢崎の土木事務所、広域幹線道路の推進室のほうの三川さんをトップに来て、地元の方、30名近い方と話をしました。その中において、角田病院さんの西の通りと、与六分・前橋線の間の今曲がっている道路、その間に農道が2本あります。その2本を地元では信号をつけてほしい、平面交差してほしいという要望の中で、土木事務所が警察等の話の中で協議した中、東に当たる与六分・前橋線に近いほうの道路については、都市計画道路に計画されているすぐ西の道路で、将来的に仕上がりますと100メートル以上の右折帯、それに関係する部分に近いために、それは無理だという回答が出たということで、そのかわりにということで、説明会に行く30日の前に町長と相談をさせていただきまして、それを南に延伸をするということで、玉村高校の裏の町営住宅の

裏の道路のところまでに地域の方の生活道路として 5 メートルのものをつくるに当たって説明をしていきたいということで町長との話をさせていただいて、町長の即決をいただきました。

というのも、広域幹線道路、その2本が地元との中でこじれて、では高盛土にしようなんという話になってしまった場合には、到底27年の開通どころか全然先へ行ってしまいます。そうすると、町にとっても大きな損失になるということは、だれが考えてもそうなるかと思います。ですから、その部分に対して用地費、工事費等入れまして、2,000から3,000万円ぐらいの必要になりますけれどもということで承諾をいただいて、説明会で私は述べさせていただきました。そのような形で、この9月の予算の中では、その設計に関する予算、そしてまたそれがうまく12月までの間に地元の方に、関係する地権者の方、当日参加しておりましたから、その方に相談をさせていただいて、うまくいけば12月には今度用地費の買収費の予算を計上させていただいて、なお用地費の話で12月過ぎて3月までの間に同意が得られれば、3月の議会には補正予算を組んで、工事費繰り越しとなってしまいますけれども、来年の6月、田植えの始まる前、それまでには開通をしてということで、そんなような予定で進みたいということでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) 具体的な説明ありがとうございます。間違いなくできるなと安心しているところでございます。

それで、ついででは何ですが、その与六分・前橋線が延長されると、玉高の裏の町営があるのですが、町営の裏の道、これは学童も利用しているのですが、何せ狭いと。その与六分線が延長されると、 どうしてもそこを通りたがりますので、その辺の拡幅に関しては考えございますか。

議長(宇津木治宣君) 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 今、ちょうど福嶋屋さんのところから玉高の入り口までを工事をしております。16年ごろから。15年、説明会、地元で私したのを覚えております。その後着手しまして、今もう舗装工事が発注してありますから、今年度中にそれが終わります。そうすると、玉高の入り口まで出てきて、そんなような状況ですから、たまに私も朝通勤するときにそちらを通って見てまいります。そのときに、鮨兼さんのところで旗振りをしている方、そしてまた町営住宅の裏の変則の十字路、そのところでも旗振りをしております。ですから、そのような形を見ていますから、それを変則でなくきれいな十字路になる方法が一番いいのかなと思いますけれども、その件につきましては、平成18年だったというふうに聞いておりますけれども、阿佐美課長さんがいたときにそんなようなことを計画していたけれども、その後どうなったかということで、引き継ぎをしておりませんので。ですけれども、必要性があるかなというのは実感で持っておりますので、北側の用地の方、調べ

ましたら、県外の方が所有しております。ですから、その方にまた相談等をさせていただいて、1メートルでもあれば町営住宅の部分、東西約100メートルぐらいありますから、その間ですれ違いができればいいのかなと思いますので、そんな方向でもまた検討をさせていただきたいと思います。それは財政的なものもありますから、検討させていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) 前向きな答弁ありがとうございます。財政的にも当然あるわけですから、財政に関しては、町長どうでしょう。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 以前その話は私も聞きました。そのときの話は、広幹道ができてあそこに側道ができるから、交通はそっちへ行くのではないかと。ですから、あそこはかえって車が少なくなるよという話をしたのです。だから、今の現状はちょっと私もこれからどうなるかというのはちょっとわからないのですけれども、課長のほうで今答弁しましたから、そんなのに沿って今後検討していくということで了解していただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) 広幹道ができると、そっちへ行くよではなくて行かないのです。行かないというか行けないと思うのですが。そこは町営住宅のすぐ裏なのですが、学童も通る道になっているわけです。台風なんか来るとあそこはもう大水が出ると、そのような場所なわけですが、町長のやる気度を見せていただいて、区からももう何年も前から要望出ておりますので、ぜひお願いしたいと、そのように考えております。

続きまして、直売所構想なのですが、いろいろの提案を今していると。とりあえず物産館の位置に関しては、交流の場、そして市民農園、いろいろな案を今町長のほうからお聞きしましたが、私はこの沿線に関しての開発に関してなかなか進まないだろうと、そのように見ております。せめて広幹道を生かした中においてのまちづくりを進めるには、まずもって1つとして物産館はもとより道の駅。道の駅というのは、そもそも休憩所が主でございますので、構想はぜひなし遂げていただきたい、そのように考えております。

提案されていますが、その後のやる気度は、町長どうでしょう。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 先ほど述べたとおりで、進捗状況がそのような形で進んでおります。スマートインターができ、東毛広幹道が通るわけでございますから、その起爆剤として物産館という形が。

これはもう平成 1 9 年からこの物産館スタートしております。 J A の直売所が現在そこにありますけれども、これも移転をしなくてはいけないということになっております。そういうものを兼ね備えた中で、スマートインターの完成にあわせての構想でございます。ですから、それにあわせて今進んでいる。進捗状況はそんなようなわけでございます。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) それで、ある人から手紙をいただきまして、スマートインター物産店では 町全体がよくならない。商工会幹部の声がありますと、ご理解くださいという手紙をもらったのです が、1つ事業をしようとすると、当然反対意見もあればいろいろ出ると思いますが、要は町としてど うしてもこれはしたいのだという姿勢をなかなか私なんかには見えてこないのです、この直売所に関 して。だから、もう少しやる気度を見せていただいて、どうしてもやるのだと、そのような発信をし ていただきたい。その辺に関しては高井課長、どうでしょう。

議長(宇津木治宣君) 高井経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) 先日の笠原議員さんのときにも申し上げましたとおり、町としては重要な位置づけとしてとらえております。経済産業課としましても、農家の方々のこれからの生きがい対策等もありますし、また住民の方々が魅力ある直売所にどんどん寄っていただきたいというような考えのもとにこの構想を発表しておるわけでございます。なかなか表に出てこないというご指摘なのですが、ご承知のとおり、いろんな県とかそういうところの開発の協議、また農振協議等がありますので、そちらのほうに実際にゴーサインが出たときにうまくいくような調整を今しているところでありますので、そういう協議が終わりましたら、笠原議員さんのときもお話ししたとおり、農家の皆様方との具体的ないろんな話し合い等もしなければいけませんので、そういうところまで進んでいければかなり表に出てくるというふうに考えておりますけれども。

いずれにしましても、直売所構想が町の重要な位置づけということで考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) 道の駅を含んだ中の直売所、これは先ほどの答弁にもございましたが、玉村町の情報発信基地と、そしてコミュニティーの場になればという構想がある。だから、別に大きいものをつくれと、そういうことではないのです。玉村版直売所で私はいいと思っているのです。ただ、その程度のものをぜひ進めて、住民に目に見えるような形においてとっていただきたいと、そのように思います。

次に、教育長に初めて質問したわけですが、いろいろの施策をしているなと、そのように思います。

実際、保護者の方から私のところに直接そういう意見をいただきまして、今回質問させていただきました。答弁にもありましたが、太田市、大泉町は2学期制であったが3学期制に戻したと。それにはいろいろ考え方、教育委員会なりみんな違うと思うわけですけれども、玉村町の地域性も当然あるわけですが、2学期制においてのメリット、またデメリットに関してあれば教えていただきたい。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

まず、2学期制そのものがどこが違うかという部分ですが、基本的な考え 教育長(新井道憲君) 方として、長期の夏休みの扱いをどうするかというこういうことです。一番典型的に違ってくるのが、 例えば中学校の例を挙げますと、夏休み前の1学期の終了の時点で、中学校の場合には中体連の大会 を控えて練習に熱が入る時期であります。それと同時に通知票もやらなくてはいけない。どっちつか ずということもございます。ですから、あとは冬休み前の、昔で言う2学期の終了時点ですが、これ はもう3年生にとっては進路指導の真っ最中でありまして、その中で通知票もやらなくてはいけない。 ですから、逆に2学期制にしますと、夏休み前に十分中体連に対する指導も学校を挙げてできると、 そして夏休みに入ってあるいは夏休み前に教育相談等をしながら夏休みの過ごし方等を個々に指導が できるということを通しながら、実際に前に勤めていたところでやりましたが、中学生にとってはす ぐ夏休み明けに期末テストが待っています。そうすると、休みを本当に休みとしてゆっくりできない。 勉強の延長として自分でまだつまづいているところ、十分休み中にやらなければならない。ふだん学 校があるときはそのまま授業が進んでいきますから、なかなかそういう時間がとれない。自分を振り 返って自分の弱点を克服するような時間が十分とれない。あるいは学校の中で先生に個別指導を受け る時間もとれない。そういうものに夏休み等の長期の休みを活用することによって、一人一人の力を 伸ばすというこういう考え方でできるということで効果があるのではないかということと、一番簡単 で言うと、授業時数の確保。先ほど柳沢議員のときにもお答えさせていただきましたが、テストの回 数が減りますから、授業時数が確保できるということもあります。そういうことで、今定着状況だと。

ただ、その考え方が理解できないと。テストの範囲が広くて大変だとかそういう目先のことだけの評価で、今までやってきたことがいいと。やっぱり子供にとって何が一番いいのかという、子供の成長ということを考えたときに、今までを踏まえつつ創造的にどういうことが一番効果的なのかということを考えていく必要があるのではないか、そのための2学期制ではないのかなというふうに感じているところでございます。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

[10番 川端宏和君発言]

10番(川端宏和君) 新井教育長の意見はわかりました。

それで、今回この質問をいたしましたのは、教育現場の先生から2学期制はいかがなものかという 意見を私はいただきました。玉村町においての現場の先生方の反応はどんなことでしょう。 議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 議員さんご指摘のとおりでございます。2学期制がすべての教員に2学期制のよさがそのまま伝わっていない部分もまだございます。それはほんのわずかでありますけれども。そういうことで、導入するに当たってはいろいろないきさつがあったというふうに聞いておりますが、それ以降やっていくにつれて、簡単に言えば、反対する意見というのもだんだん減ってきているということは聞いております。全然ないということはありません。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番(川端宏和君) 18年から始まった2学期制なのですが、ちょっと立ちどまって振り返ってみるのも必要なのではないかと、そのように思うわけでございます。2学期制はいかがなものかというアンケート等はとったことありますか。

議長(宇津木治宣君) 教育長。

[教育長 新井道憲君発言]

教育長(新井道憲君) 私まだ浅いものですから、前のことは聞いてないのですが、導入に当たっては、試行錯誤の段階で試行的にやった部分も含めてそれぞれの意見は聞いていると思います。ただ、5年目を迎えて、今現在まだとってはいません。なぜとらないかというと、まだ時期尚早ではないかなと。やっと軌道に乗りかけてきたところでまたそれが吹き返してくるということもありますし、いろんな意見あるのはわかるのですが、教育委員会として考えることは、子供にとって一番いいのは何だろうかということを基本に考えていきたいというふうに思っています。

議長(宇津木治宣君) 川端議員。

[10番 川端宏和君発言]

10番(川端宏和君) 保護者の中には、2学期制で通知票が2回だと。その中のコメントが要は欲しいと。学校生活での子供はどういう状態か、先生のコメントがまず知りたいのだと、そういう意見もございました。それなので今回質問させていただいたわけですが、子供にとってよりよい教育環境をつくっていただきたい。そのように思いますので、新井教育長におきましては頑張っていただいて、もっと玉村町の子供は立派だと、そのように育てられるような学校生活ができるように頑張っていただきたい。そのように思いまして、今回の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。 午後0時5分休憩 午後1時30分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 引き続いて一般質問を行います。

最後に、9番町田宗宏議員の発言を許します。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番(町田宗宏君) 9番の町田宗宏でございます。今まで一般質問をずっと議会で休んだことがない、毎回やっているのですけれども、きょうのようにそうそうたる傍聴の方がおられるのは初めてでございまして、余り気合いを入れないでやさしく質問をしたいと、こう思っております。

中央政界では、民主党の代表を選ぶ代表選挙の真っただ中でございまして、菅首相が勝つか、小沢 前幹事長が勝つか、大変興味のあるところでございます。いずれの方が勝つにしろ、多分民主党はそ う遠くない時期に分裂をいたしまして、中央では政界の再編が行われるのではないかと、そのように 思っております。

また、全く卑近な例ですが、きのうの上毛新聞をはじめとしまして主要な新聞に玉村町のことが載っておりました。税滞納者との和解。しかも、その和解金62万円を支払ったことは違法であると。そういうことで、元町議会議長の方及び町議会議員の方が玉村町長の貫井孝道氏を告訴したと、こういうことでございます。町民の方から実情を教えると。きのう夜、私はきょうの一般質問なので忙しかったのですけれども、何人かの町民の方から電話がございまして、かなりこの問題については町民の方が興味を持っているのだなと、このように感じると同時に、実は監査請求の結果が出て約10日間でこの告訴状が前橋市の地方裁判所に提出されたと。非常に早いのです。普通ですと、こういう監査請求がなされ、1カ月以内に監査の結果が出され、その1カ月以内に告訴するならするということで、20日以上たってから普通は告訴状を裁判所に提出すると。大体これが普通の実態なのです。それがわずか10日ぐらいでもう裁判所に提出されたと。すごいやる気のある人たちだなと、そう感心をしております。と同時に、この推移がどうなるのかと大変興味を持っているところでもございます。

それでは、本論に入ります。最初に、町税滞納者との和解に関する監査請求について、町長に質問をいたします。6月29日、町民、先ほど言いましたように、元町議会議長の某氏と元町議会議員の某氏ですが、玉村町監査委員あて。玉村町職員措置請求書(住民監査請求書)が提出をされました。その内容の要点は2つございます。1つは、町長がその非を認め、和解金及び弁護士、裁判費用等全額を町の金庫に返還すること。2つ目、町長及び関係する者等の責任の所在を明確にすること。この2点にございます。監査委員の監査結果にかかわらず、町長自らこれらのことを実施する考えはないでしょうか。それが第1点でございます。

実は、この一般質問を提出するときは、まだ監査結果が出ていなかったのです。したがいまして、 こういう質問の内容になっております。 次に、2つ目の質問ですが、町職員、特別職及び議員の月例給、報酬の引き下げについて質問をいたします。

実は、昼休みに家に帰りましたら、「広報たまむら」の9月号が我が家に配られてありました。それで、どんなことが書いてあるのだろうと1枚表紙をめくりましたら、人事行政の運用状況を公表しますということで、職員の人数から職員の給料、月例給ですね、それから特別職、これは町長、副町長、教育長ですが、の給料及び議員の報酬、それが細かく表になって書かれてありました。今ちょうどこの職員の給料等について関心のある時期なのかなと、このように思っているところでございます。

その質問の内容ですが、8月10日、人事院は、中央の人事院です。人事院は、平成22年度の国家公務員一般職員の月例給とボーナス、これは期末勤勉手当両方です。をともに引き下げるよう内閣と国会に勧告をしました。

昨年度の玉村町の例を見ますと、町職員一般職については、国家公務員の引き下げを参考にして、 月例給とボーナスの両方を引き下げました。しかしながら、特別職及び議員についてはボーナスのみ を引き下げ、月例給、報酬については引き下げなかったわけでございます。本年度は、町職員、特別 職及び議員ともに同じような率で月例給、俸給を引き下げる、またボーナスも引き下げると、このよ うにすべきではないかと思っております。

実は、昨年の12月にこのことが議案として載りまして、私これ反対したのですけれども、特別職と議員は、給料、報酬については引き下げられなかったのです。職員の方からも、何で特別職と議員は特別扱いするのだと、職員と同じようにすべきではないかと、こういう意見が出され、町田議員の言っていることは大賛成ですと、頑張ってくださいと、こんなことも意見としていただきましたので、ちょうど今が12月の期末手当を検討する時期でございます。したがいまして、この質問をいたしました。

以上で1回目の質問を終わります。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 9番町田宗宏議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、町税滞納者との和解に関する監査請求についてにお答えいたします。

質問の内容は、平成22年6月29日に玉村町監査委員あてに提出された玉村町職員措置請求書、これは住民監査請求でございます。の内容に対する対応についての質問ですが、上述の請求内容として、議員ご指摘の、1つ、町長がその非を認め、和解金及び弁護士裁判費用等全額町の金庫に返還すること。2つ目、町長及び関係する者の責任の所在を明確にすることに対して、監査委員の監査結果にかかわらず、町長自らこれを実施する考えはないかとの質問にお答えいたします。

まず、今回の指摘の玉村町職員措置請求書については、平成22年2月3日に前橋地方裁判所において判決の言い渡しがありました。玉村町を被告とする平成21年第2号、同年第7号 滞納処分取

消等請求事件に対して、玉村町が相手方との交渉により和解を行い、和解金を支払ったこと等に対する住民監査請求であると考えております。

また、先ほど申し上げました滞納処分取消等請求事件の内容・経過並びに和解の内容・経過については、既に玉村町議会第2回定例会において、笠原議員、石川議員並びに今回の質問の町田議員の一般質問に対しましてお答えしたとおりでございます。

今回ご質問いただいた内容に対しましても、前回お答えしたとおりでございまして、玉村町が行った行為は適法、適正であり、何ら変わるものではありません。

次の質問の町職員、特別職及び議員の月例給の引き下げについてお答えいたします。

ご質問の中にありましたとおり、ことし、人事院では、国会や内閣に対し期末勤勉手当0.2カ月カットを含む平均年間給与の約1.5%を引き下げる公務員給与の改定を勧告いたしました。厳しい経済情勢を反映し、公務員と民間の給与比較の結果、月例給、期末手当である特別給ともに民間を上回ったことによるものであります。昨年もマイナスの勧告が出、期末勤勉手当を0.35カ月カットし、中高年層の職員を中心に月例給を0.2%引き下げたところでございます。また、町長、副町長、教育長及び議員につきましても、期末手当を0.35カ月カットしたところでございます。

私としては、特別職や議員の月額給与・報酬の改定は、果たすべき職責の重大さの一つの指標でもある人口をはじめ他市町村との均衡、そしてもちろん経済情勢や財政状況を反映させることで、町民から理解が得られるよう決定していくことが重要であると考えております。

以前にも答弁させていただきましたが、特別職の月額給与につきましては、平成15年7月に10%の減額を実施し、議員の月額報酬の改定は平成9年4月に実施し、現在に至っております。群馬県内町村の特別職、議員の平均給与、報酬は全国的に非常に低く、町長の平均給与は、全国47都道府県中44位でございます。議員報酬は、同じく47都道府県中37位となっております。

これから、日本経済は円高による影響をもろに受け、ますます混沌を深めることが予想されます。 町の財政状況も一層厳しさを増すことと予想されます。今後は、この周囲の情勢、経済環境等を十分 に把握し、対応していきたいと考えております。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) それでは、質問を続けます。

最初の税滞納者との和解に関する問題でございますが、この監査請求人が言っている要旨は、一昨日ですか、前橋の地方裁判所に提出をされた訴状の中に書かれているのとほとんど同じでございます。 どういうことをこの請求人が言ったかと申しますと、まず第1は、この和解は玉村町に法令上支払いの義務はなく、行政上も必要のない金の支出を内容とするものであり、違法であると、こう言っているのです、監査請求人は。町長は、法令の第何条に基づいて62万円を払ったと。そのことについて

説明してください。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) これについては、さっき申したとおり、6月議会で説明したとおりでございます。そして、6月議会で議会承認をされ、なおかつ監査人の判断を仰いだわけでございまして、そういう後で私がどうこう言う立場ではないのではないかなと私は感じております。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) 6月の定例議会で説明したと申しますが、今私がご質問をした法令上支払いの義務はあると。これはどういう法令の何条に基づいたものであると。また、行政上、こういう必要性があったのだと。この2点について、私は説明を受けた記憶はございません。したがいまして、そのことについてご説明を願いたい。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 町長の判断というのは、町全般についての情勢、そしてすべてのことについての情勢を判断した中でこういう判断をしていくわけでございますので、ミクロ的なことで判断をすることも必要ですけれども、町の利益を考えた中、全体的なことで考えた中でこういうものは判断をして結論を出していくというのが行政の責任者の仕事だと考えております。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 議員も同じなのです。町全体のことを考えてやるのです。だから、これがマクロのことだと町長はそう言いますけれども、少なくとも行政に携わる人、あるいは我々議員もです。 法律だけは最低限守らなければいけない。そう私思うのですけれども、そういう観点から質問しているのです。もう一度聞きます。法令上、町に支払いの義務がないと、この監査請求人が言っているのです。そんなことないと、あるのだと。そこを示してください、まず法律で。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) これは一般社会通念上というのですか、社会常識ということで判断をしていただければいいのではないかなと思っております。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) いや、常識と言うけれども、常識はみんなが一致すればいいのです。しかし、 この監査請求人は、法律の義務がないと言っているのです。この人も元町議会議長の方がいるのです から。常識のある人だと思います。余り常識からかけ離れた人は議長にならないと思うのです。今の 宇津木議長も同じだと思うのです。常識の持ち主だと。そういう人が法律上の義務がないと言ってい る。だから、法律を示してくれと言っている。何で示さないのですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 私、町田議員さんと今話しているわけでございまして、この訴えた人とはまだ話をしておりません。ですから、訴えた人がどういう意味でこれを訴えたのかというのは聞いておりませんし、訴状も見ておりません。細かいことは6月議会で提案し、そして6月議会で承認されたということでございます。これは通念上というのか、常識上、行政としての常識として私は提案したわけでございますし、それについて議会で承認されたということでございますから、それが我々の行政の置かれた立場で事を進めていくということでやっているわけでございます。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) 議会に承認されたからいいのだと。しかし、この法律については回答していませんね。よって、後日でいいですから、こうこうだというこれを調べて私に回答してください。いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町田議員に申し上げます。

議長を通して言わないと、それは成立いたしませんので。

町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) それでは、そのように請求しますので、議長から町長にそのように申し上げていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) わかりました。

その件に関して議長の見解を1つだけ申し上げます。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) この場ではいいでしょう、言わなくて。だって時間が。

議長(宇津木治宣君) そうですか。わかりました。

町田議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) そういうことで、後日提出をしていただくということにしたいと思います。

次、この監査請求人がもう一点述べているのです。読んでみます。この和解は、本来議会の議決事項であり、専決処分の要件が存在しないにもかかわらず、玉村町議会の議決を経ず専決処分によってなされており、この点でも違法であると。このように請求人は言っておりますが、町長の見解はいか

がでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) これについては専決処分という町長に権限が与えられておりますし、私は6月議会でこの専決処分が議会で承認されたということによってこれは成立したと考えておりますので、 そのように考えていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 議会が通ったから違法でもいいのだというわけにはいかないと思います。今 言った趣旨が、実は一昨日、前橋裁判所に提出をされた訴状の中に書かれている文なのです。よって、 このことが裁判で争われるはずでございます。 この場では裁判のことは云々言いませんけれども、 その結論の出るのを私は興味を持って見守っていきたいと思います。

また、ちょっと観点を変えますけれども、町税滞納者と町が和解した主な理由として、2つほど町長は挙げておられますね。1つは、最高裁への上告を考えると、弁護士費用等は1,000万円程度の費用がかかると、このように言われました。この監査請求人はそんなことはないと。弁護士の話を聞くと、弁護士の費用には今まで基準があったと。その基準がなくなったのですけれども、大体慣例として弁護士費用というのは払われることになると。それで、監査請求人が言うのは、最高裁まで行ったって300万円を超えることはないでしょうと、こう言っているのですけれども。それで、その監査請求人は何人かの弁護士に聞いたらしいです。そういうことだと、こう言うのですけれども、町長は今でも、最高裁への上告を考えると1,000万円程度の費用がかかると信じておられますか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 町田議員さんは6月議会は出ていなかったのですか。そういう話は6月議会ですべて終わって、すべてしたつもりなのですけれども、またきょうここでこの話をするというのは時間の無駄のような気がするのですが、いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 質問者に質問をするというのは、そういう慣例はないのでしょう。そういうルールを破って平気でにこにこしている町長では相手にならないのだけれども、でも言います。6月議会でもこの問題あったのです。ただ、私は1,000万円かかると思っていた。町長が言ったから信じていた。だけれども、この監査請求人が言うのには、そんなことはないと、こう言うのです。よって、町長はどのようなことを証拠にしてこの1,000万円程度の費用がかかると述べたのかを教えていただきたい。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) それは、町田議員さんが監査請求人を信用するか、私を信用するか、どっちを信用するかによって決まるわけで、それは各人のみんな考え方っているいろありますから、町田さんは今の話の中では監査請求人の話を信用しているということで私に質問しているのだと思いますし、私はそういう形で6月議会でそういう話をしたということでございますから、私のほうの話を信用していただけなければそれは信用していただかなくても結構ですけれども、そういうことで話したということでございますから。人間いろいろ考え方ありますし、いろいろの人の意見というのはありますから、そのどれを信用するかということではないかなと思っております。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) どっちを信用するかしないかの問題ではない。僕は正しいことを知りたいのです。だから、証拠を示してもらいたい。1,000万円かかるというのなら、極端なこと、だれだれが言いましたとか、そこまで本当は言ってもらいたいのです。いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 休憩します。

午後1時57分休憩

午後1時57分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

議長(宇津木治宣君) 町田議員、ゆっくり改めてお願いします。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 最高裁まで上告をして裁判かけると、弁護士費用等 1 ,000万円程度かかると、そのように町長は言ったわけです、6月定例会で。しかも、石内議員の書類を提出してくれというその書類の中にもはっきりそう書いてあるのです。だから、こういうことで証拠を示してもらいたい。例えば、根岸弁護士がそう言ったでもいいのです。よろしくお願いします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 一審の裁判が前橋地方裁判所で行われました。このときの前橋市で行った裁判で、玉村町としては弁護士は1人、根岸弁護士を立てたわけでございます。それで裁判を約5カ月したわけでございます。そのときにかかった費用が、議会の皆さんにも全協で報告したと思うのですけれども、100万円を超えました。前橋市で弁護士1人雇って裁判をして弁護士費用が100万円

を超えたということでございます。それから、今度は東京高裁に行きます。東京高裁で5カ月はかかるでしょう。それから、最高裁に行った場合は、それからまた1年ぐらいかかるでしょう。そのときは、弁護士は、前橋市の弁護士だけでは足りませんから、東京都の弁護士も頼むようになると思います。そういう中で私が計算した中でそういう発言をしたわけでございますので、私の言っていることは多分信用してもらえないと思いますから、別に信用されてなくてもいいのですけれども、そういうことで私が1,000万円以上かかると言ったのは、根拠はそこでございますけれども、信用してもらわなくても結構でございます。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 信用するとかしないとかそういうことを言っているのではないのです。僕は、町長には非常にお世話になっていますし、やるときはやってくれるのだなと敬意も表しているのです。それははっきり言えば、きのうも島田議員が経済建設常任委員会の報告で、産業振興市町村に玉村町がなったのです、ことし。これは島田議員がきのう報告したとおりです。これはすばらしいことなのです。町長が真剣になってやらなければ、だれが一生懸命やったってできないのです。町長が要望書出さなければできないのです。それを物すごく短い時間にやったのです。その担当は都市建設課長の横堀さんであり、実際に文章を起案したのは武士さんという事務員です。1カ月ぐらいでできてしまったのです。それほどやる気を起こすとすごいことをやってくれるのが私は町長だ。だから、本当にそういう点では尊敬しているのです。

だけれども、この問題については、信用するとかしないとかそういう問題ではなくて、素直に回答してもらいたいのです。私がはっきり言います。高崎市の佐々木弁護士事務所というのがあります。そこの所長で弁護士の佐々木弘道さん、そこの弁護士事務所には9人の弁護士がおります。いろいろ質問をしましたけれども、一審で100万円も弁護士費用を払うなんてもってのほかだと、そう言うのです。はっきりそう言いました。どんなにかかっても50万円かからないぐらいでしょう。よって、この事案が最高裁まで行ったって500万円を超えるなんということはないと思う。300万円ぐらいで終わってしまうのだと、はっきりそう言いました。うそだと思ったら聞いてください、電話して。そこで、町長に聞いているのです。だれが1,000万円もかかると言ったのだと。それから、100万円も払ったと言うけれども、だれに払ったのですか。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

[総務課長 重田正典君発言]

総務課長(重田正典君) 弁護士に支払った分といたしましては、着手金、報酬金、日当、交通費、合わせて103万8,400円、それに消費税を足しまして108万8,400円でございます。 議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) では、その領収書を後で私に見せてください。

それから、この最高裁まで行くと弁護士費用等は1,000万円ぐらいかかると言った弁護士の人の名前も教えてください。いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) これは私の試算ですと、さっき申したわけでございます。弁護士から聞いたわけではございません。ただ、高裁、東京都へ行くと、出張手当。職員も行かなくてはならないです。出張手当もかかります。最高裁へ行くと、またまたかかります。そういうものを勘案した中で私が計算した数字でございます。ですから、だれに聞いたという問題ではなくて。個別には聞きました。私も東京都に弁護士、友達がおりますので、高裁、最高裁へ行ったときは、弁護士費用どのぐらいかかるのだという個別には聞きましたけれども、そういうものを勘案した中で私の計算でそういう弁護士費用がかかるということ、これは町民に税金の無駄遣いと言われてもしようがない。税金を使いたくないということが私の最大の考えでございまして、ではそのためには早く手を打とうということで和解をしたというのが、6月議会で申したとおりでございます。

ですから、私のやった行為は、後でわかると思いますけれども、先ほど非を認めてとありましたけれども、間違いではないし、弁護士費用かかりますし、町民と裁判をするということは決して私の望むところではない。そういうものを考えた中で、早くこれは決着しなければいけないということで早く決着したというのが。決着するためには、やはりただではできないと。そこで、それなりの和解金を払って決着したということでございますので、その辺で、監査請求を出した人たちはどういう意味で出したのか私にもちょっとわかりませんけれども、町田さんは多分知っているのではないかなと思うのですけれども、そういう形で出したということで、私としては出された意味が、はっきり言ってわかりません。町民のため、町のためにやっているということでございますし、時間がたてば、これが正しかったということはわかると思いますけれども、今はまだ信用してもらえませんから、何を言っても聞く耳は持たずだと思いますからしようがないと思いますけれども、一応質問されますから答えることは答えますけれども、別に信用しないでいても結構でございます。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 信用するとかしないとかの問題ではないのです。やはりこういうものははっきりした証明をしながら進めるべきものだと思うのです。私は町長を信用する、しないということでは、私は信用しています、本当のこと言って。さっきも言ったでしょう。やるときはすごいしっかりやってくれると。

そこで、ちょっとだけ触れますけれども、この件が裁判になりますね、もう訴状が提出されました から。そうすると、最高裁まで争うということにはならないということですか、町長。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 途中で和解をするとまた訴えられますので、その辺は非常に厳しいです。私 の口から和解という言葉を出してはいけないのかなと思いますし、最高裁まで行く可能性もあるし、 行かない可能性もあるし、これは訴えられたほうですから、私のほうからは何とも言えない問題でご ざいます。前の問題も我々は訴えられたほうでございますので、何とも言えませんけれども、町に非 はないというような形で一審が出たのですけれども、これはまだただ一審の問題でございまして、日 本の裁判制度というのは三審制でございます。最高裁まで行かないと決着がつかないというのが裁判 でございますし、最高裁まで行ったおかげで死刑が無罪になる人もいるわけです。これが日本の裁判 制度で、間違いがない裁判をするということの基本かなと思っておりますので、だから勘違いして一 審で勝った、勝ったと言っているのに何で和解をしたのだということは、私のところへも大分来まし た。来た人には説明をしましたところ、わかったと。ああ、そういう問題だったのですかということ で了解をしていただいたのですけれども、議会だよりなんか見ていると、ただ勝ったのに何で和解を したのだというような誤解をしている人も結構いると思います。ですから、そういう方たちは、多分 町田議員さんを応援してくれているのではないかなと思っておりますし、町長は勝ったのに何で和解 をしたのだということで、私に対するプレッシャーをかけている人もおります。でも、話してみると、 みんなよくわかったということで気持ちよく帰っていただけるので、なるべくそういう人たちがあっ たときは、私は役場に呼んで、ひざを交えて話をするということにしております。ですから、そうい う形で、これからももしいろいろ疑義があった方は役場に来ていただいてじっくり話をする、私の考 え方を話すということで解決をしていきたいなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 町長のところには、町長が正しかったと言ってくる人が多いかもしれませんけれども、私のところには逆なのです。この傍聴に来られている方のほとんどが、何でこんなことで和解してしまったのだと。しかも、32万円ほど滞納した人に和解金として62万円何でやったのだと、こういう意見を述べて来られる方がほとんどです。うそだと思ったら、この議会終わったら聞いてみてください。ほとんど何でやってしまったのだと。町長は、だれかにおどされたのではないかと、脅迫されたのではないかと。だから、こんなことで和解してしまったのだというような意見を述べている人も、この傍聴されている方の中にもおられます。

そこで、この件はいずれ裁判で決着がつくと思いますので、ここら辺で質問を終わりまして、次の 質問に移ります。

ちょっと私は聞き漏らしたのですけれども、町長の給料は、平成15年に10%引き下げたと言われましたか。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

[総務課長 重田正典君発言]

総務課長(重田正典君) 先ほど町長の答弁にもありましたとおり、平成15年7月に10%の減額を実施ということであります。町長の就任前の町長のときということでございます。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 実は、昨年の3月の定例会では平成15年7月に10%引き下げたと、こう 回答されたと思うのです、私の質問に。昨年12月の定例会では、これは笠原議員に対する答えだと 思いますけれども、平成17年の7月に10%引き下げたと、こう言っていますけれども、どちらが 正しいのですか。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

[総務課長 重田正典君発言]

総務課長(重田正典君) ただいま申し上げたとおりが正しいと思います。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) そうしますと、今から7年前に10%引き下げたのだということになりますね。7年間のこの給料に関係する経済状況の変化というのは物すごく大きいものがあると思うのです。 それで、この特別職の報酬等に関する審議会というのがありますが、最後に開かれたのはいつですか。

議長(宇津木治宣君) 休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時13分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

[総務課長 重田正典君発言]

総務課長(重田正典君) 書類が手元にないのですけれども、17年度に開かれたのが最後かと覚えております。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) 私の手元には、特別職報酬等審議会会議次第、日時、平成17年5月13日、 午前10時から、場所は役場3階第3会議室、こう書いてありますが、平成17年の5月に開いてい るのではないですか。いかがですか。

〔「休憩」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) その平成17年の5月に審議会を開いて、議題は、1つは、議会政務調査費の廃止についてと、もう一つは町長、助役及び収入役の給料の額についてと、この2つについて審議しているのです。そのときのこの2つ目の町長、助役及び収入役の給料の額については、どのような結果になったのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 総務課長。

[総務課長 重田正典君発言]

総務課長(重田正典君) 現在手元に資料がありませんので、調べて町田議員に報告したいと思います。

〔「休憩」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) 休憩。

午後2時14分休憩

午後2時17分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) どうもこの平成17年5月13日の審議会の結果については、資料が倉庫に 眠っているようでございますので、後日それを掘り返して出してぜひ提出してください。議長、それ でよろしゅうございますか。

議長(宇津木治宣君) はい。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) そこで、ちょっと質問したいのですが、町の一般職の給料については、その年度の給料、月例給を基準に月例給については何%引き上げる、ボーナスについては何%引き上げると、こうなっているのですよね。そこで、私は、特別職も、議員も、同じようにしたらどうかと。5年前なり10年前に10%引き下げたのだからもういいのだというのではなくて、その間にいろいろ経済の変化があるわけです。毎年の変化もあるのです。毎年の変化に応じて町の職員、一般職員はそうやって給料を下げられるのです。だから、我々議員も、町長ほかの特別職も、毎年の年初の給料なり報酬を基準にして、一般職と同じように給料、報酬も下げる、ボーナスも下げると、このようにしたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。町長の見解を聞きたいのです。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) この特別職と議員の皆さんの給料については、大変重要でございます。簡単に上げたり下げたりというわけにはいきません。重要でありますし、慎重にこれは考えていくと同時に、町の経済情勢、財政情勢、そういうものをすべて勘案してやっていかなくてはいけない。私は、常にその分は考えております。はっきり言って私は、町田さんよりは町の財政については十二分に明るいと思っておりますし、私は町田さんに言われるまでもなく下げるときは下げる、上げるときは上げるという形でやっていくつもりでおります。

もう一つ、議員さんの給料というのが今出ましたけれども、大泉町が議員給料では一番でございます。玉村町は大泉町さんの次でございますけれども、大変差があります。大泉町は30万円近い給料をもらっております。差がありますから、私は常に思うときに、はっきり言って玉村町の議員さんの給料はちょっと低いのではないかなと常に感じております。そういう中で、ただ今の情勢を考えますと、これを上げるというのは非常に町民感情にも大変ですし、議員の皆さんもそういうことをすると、地元でいろいろ言われますので大変だと思いますけれども、はっきり言いまして、今の町の経済情勢、町の力、そういうものを勘案しますと、玉村町議会の議員の皆さんの給料は決して高くありません。群馬県そのものが全国で37位、我々の給料は44位ということでございますけれども、私はそれよりは、我々が一生懸命町民のために、町のために働くということが大事でございまして、でもこの情勢を考え、町の財政状況を考えた中で、私がいち早く下げる場合は下げます。町田さんに言われるまでもなく下げます。そういうつもりでいつも町の財政状況を私は考えております。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

[9番 町田宗宏君発言]

9番(町田宗宏君) 財政状況は町田さんより詳しいと言うけれども、では今度テストしてもらいましょうかね、だれかに、どっちがどれぐらい詳しいか。そういうことはいけないことだと思います。 もっと謙虚に考えなければいかぬ。町の職員が何と言っているかです。町長の前では、いや、町長は 安いのだから、5年前なり7年前に10%下げたのだからもう下げる必要ありませんよと言っている職員が多いかもしれません。それは面重複愛かもしれませんよ。町長の前ではそう言うと。だけれども、今度は私のところに来たときは、いや、やっぱり一般の職員が下げられるのだから、町長だって同じように下げるべきではないかと私は思いますと、そういう職員がたくさんいるかもしれません。私いつも思っているのです。上に立つ人は自分に厳しく、同僚なり部下にやさしく。これでなければ、いい統率はできない。本当に信服する周囲の人、部下、そういうものは生まれてこないのです。だから、僕はこれをしつこく言っているのです。金額にしたって幾らでもないのです。だけれども、一般職員は月給下げるよと、しかも4月にさかのぼってか知らないけれども、ずっと下げてしまうと。私は町長だから、立派な仕事をしているのだから、下げなくていいのだと、財政が私が一番詳しいのだと。そんなことで本当に統率ができると思いますか。どうですか、町長。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 一般職員は人事院勧告というのがありまして、人事院勧告によって下げたり、時の経済情勢によっては上げたりします。特別職と議員さんの給料は、そういう形で人事院勧告から来て下げる、上げるということではございません。これは、はっきり言って町の顔でございます。また、それだけに仕事も責任がありますし、大変な仕事をしていただいております。そういう中で、一般職の皆さんが、今町田さんの話だと、何だ、特別職は給料は下げないではないか、上げないではないかという話があるということは、私は人間ですからこんなことはないとは言いません。そういうこともあると思います。ただ、この物事はごちゃごちゃにはできない。特別職や議員さんの給料というのは、1つの町の力、そして町の顔でございます。ですから、本当に慎重に考えて、下げるときは下げる、上げるときは上げるということになりますし、またそれが町民の皆さんの理解を得ないとできないということでございます。

今世の中は、隣の庭がきれいだったらおもしろくないよというそういう風潮ございます。そういうものではなくて、やはりそういうだけの仕事をしていただく、そしてその仕事をした中で報酬を払う。職員も人事院勧告を重要視して上げたり下げたりしております。でも、やはりその給料になるために、上げるために一生懸命働いてくれというのは、私は常に職員にも話しておりますし、職員もそういうつもりでやっていると思います。ただ、給料が上がったから、下がったからということではなくて、いかに仕事をするか、いかに町のためになるか、町民サービスができるかということが大事でございますし、そのために給料は上がる、下がるということになると思います。そんなつもりで職員には仕事をしていただいておりますし、我々はもっとそれより重要ないろんな問題を抱えておりますし、はっきり言いまして、24時間勤務でございます。そういう中で、議員さんももちろんそうでございます。そういう中でこの給与というのを決めていくわけでございますから、はっきり言ってここで町田さんと私が上げましょう、下げましょうというそんな簡単な問題ではない。常にそれは私も考えてお

ります。そういう中で、先ほど申したとおり、町の財政状況、経済情勢、そういうものを最大限に把握している。私が町田さんより知っていると言ったのは、これはちょっと手前みそかもしれませんけれども、でも私はそれだけの自信を持ってこの町政をしているということでご理解をしていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) それはうぬぼれですよ、町長。そういうのはやめたほうがいい。

それと、町長なり特別職あるいは議員が町の顔なのだと。だから、簡単には給料なんか下げるかと、こういう言い方するけれども、ここにおられる課長さん方だって同じです。それで、課長さん方だって一生懸命仕事をしているのです。我々と同じです。本当24時間一生懸命になって考えているのです。私はそう思います。今の町長の言ったことは、私は失言だと思います。こんなこと言ったら、課長の皆さん、心から町長の言うことを聞こう、町のために心を一つにして働こう、そんなことにならないと思います。どうですか、失言ではないのですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 私が言ったのは、我々はそれだけ責任があるという話でございます。

[「課長も同じ」の声あり]

町長(貫井孝道君) 課長も責任あります。ですけれども、課長はそれをわきまえて仕事をしているということを先ほど話したとおりでございます。ですから、町田議員さんにそんなに心配してもらわなくても十分大丈夫でございます。今は私の部下ですから、そんな気持ちで仕事をしております。

ですから、今までも町の財政状況もどうにか県下でもトップクラスの財政状況を示しておりますし、大きな事故もなく、そして最近では、私はかなり町民から評価をされているということを感じております。それは職員一人一人がそういう自覚を持って仕事をしてくれているなと思っております。それは、私のためではありません。町のため、町民のために働いているということでございますから、私だけ下げない、私だけ上げないというそういう話ではございません。それよりは、もっと仕事そのものが大切だということで働いているわけでございますから、先ほど言ったように、決して給料が町長より少ないからおれは余り仕事しないよなんて、そんな気持ちは持ってないと思っております。私も職員より給料が多いなんて考えたこともありません。これはあくまでもそういう中で仕事をしている、責任があるのだということで考えて仕事をしているわけでございます。これは特別職であろうが、議員さんも同じだと思いますし、職員もそのような同じ気持ちで私は仕事をしてくれているなと思っております。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 最後に言いますが、特別職報酬等審議会は、もう5年間も開かれていないのです。この間、経済情勢等我々の給料なり報酬等に影響のある経済情勢、財政状況等は随分変わったと思うのです。ことしの12月のボーナスあるいは職員の給料引き下げ等を検討するときに、ぜひこの特別職報酬等審議会を開いていただきたい。いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) これは私が決断をして諮問をするわけでございますので、それは私に任せていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) お任せしたいのですけれども、開くか開かないだけ述べていただきたいのです。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) お任せをしていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 開くことを期待をしながらお任せしましょう。

それで、開かないでもしこの特別職なり議員の給料を引き下げない、一般の職員の給料を引き下げるというようなことがあったら、私は町長は落第であると、町民の皆さんに大きな声で言いたいと思うのです。

もう一度言います。上に立つ人は、自分に厳しく、周囲の人、部下にやさしく、そうでなければ立派な統率はできない。そのことをどうか肝に銘じていただきたいと思います。

以上で私の一般質問終わります。

○散 会

議長(宇津木治宣君) 以上で一般質問を終了いたします。

議事の都合により、9月9日から15日までの7日間、休会といたします。16日は午後2時から本会議がありますので、議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後2時31分散会